

熊本市公報

第 1339 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局総務課

発行日 毎 月 10 ・ 25 日

目 次

条 例

○熊本市長等の給料の特例に関する条例（第 7 9 号）	1955
-----------------------------	------

告 示

○生活保護法等による介護機関の指定（第 7 0 4 号）	1956
○生活保護法による介護機関の指定（第 7 0 5 号）	1957
○生活保護法による指定介護機関の変更（第 7 0 6 号）	1957
○生活保護法による指定介護機関の廃止（第 7 0 7 号）	1958
○生活保護法等による医療機関の指定（第 7 0 8 号）	1958
○生活保護法による医療機関の指定（第 7 0 9 号）	1959
○生活保護法による指定医療機関の変更（第 7 1 0 号）	1959
○生活保護法による指定医療機関の廃止・辞退（第 7 1 1 号）	1961
○配当計算書の公示送達（第 7 1 2 号）	1961
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 7 1 3 号）	1962
○屋外広告物法により保管した広告物又は掲出物（第 7 1 5 号）	1962
○市道の区域変更（第 7 1 6 号）	1963
○市道の供用開始（第 7 1 7 号）	1963
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 7 1 8 号）	1963
○介護保険法による地域密着型サービス事業の廃止（第 7 2 0 号）	1963
○障害者指定一般相談支援事業者の指定廃止（第 7 2 1 号）	1964
○障害者自立支援法による居宅介護・重度訪問介護事業者の指定廃止（第 7 2 2 号）	1964
○障害者指定一般相談支援事業者の指定廃止（第 7 2 3 号）	1964
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（第 7 2 4 号）	1965
○身体障害者福祉法による医師の指定（第 7 2 5 号）	1965
○障害者自立支援法による医療機関の指定（第 7 2 6 号）	1966
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 7 2 7 号）	1966
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 7 2 8 号）	1966
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 7 2 9 号）	1967
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 7 3 0 号）	1967
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 7 3 1 号）	1967
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 7 3 2 号）	1967
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 7 3 3 号）	1968
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 7 3 4 号）	1968
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 7 3 5 号）	1968
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 7 3 6 号）	1968
○放置自転車の売却等（第 7 3 7 号）	1969

○放置自転車の売却等 (第 7 3 8 号).....	1969
○放置自転車の売却等 (第 7 3 9 号).....	1969
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 4 0 号).....	1970
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 4 1 号).....	1970
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 4 2 号).....	1970
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 4 3 号).....	1971
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 4 4 号).....	1971
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 4 5 号).....	1972
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 4 6 号).....	1972
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 4 7 号).....	1972
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 4 8 号).....	1973
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 4 9 号).....	1973
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 5 0 号).....	1974
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 5 1 号).....	1974
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 5 2 号).....	1974
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 5 3 号).....	1975
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 5 4 号).....	1975
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 5 5 号).....	1975
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 5 6 号).....	1976
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 5 7 号).....	1976
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 5 8 号).....	1976
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 5 9 号).....	1977
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 6 0 号).....	1977
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 6 1 号).....	1978
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 6 2 号).....	1978
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 6 3 号).....	1978
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 6 4 号).....	1979
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 6 5 号).....	1979
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 6 6 号).....	1979
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 6 7 号).....	1979
○平成 2 4 年度市県民税納税通知書の公示送達 (第 7 6 8 号).....	1980
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 6 9 号).....	1980
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 7 0 号).....	1980
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 7 1 号).....	1981
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 7 2 号).....	1981
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 7 3 号).....	1982
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 7 4 号).....	1982
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 7 5 号).....	1982
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 7 6 号).....	1983
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 7 7 号).....	1983
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 7 8 号).....	1983
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 7 9 号).....	1984
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 8 0 号).....	1984
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 7 8 2 号).....	1984
○放置自転車の売却等 (第 7 8 3 号).....	1985
○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による電線共同溝を整備すべき道路の指定 (第 7 8 4 号).....	1985
○障害者自立支援法による自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (第 7 8 5 号).....	1985
○障害者自立支援法による自立支援医療機関 (精神通院医療) の届出事項変更 (第 7 8 6 号).....	1986

○障害者自立支援法による居宅介護及び重度訪問介護を行う事業者の指定（第 7 8 7 号）	1986
○障害者自立支援法による行動援護を行う事業者の指定（第 7 8 8 号）	1989
○障害者自立支援法による短期入所を行う事業者の指定（第 7 8 9 号）	1989
○障害者自立支援法による共同生活介護を行う事業者の指定（第 7 9 0 号）	1990
○障害者自立支援法による共同生活援助を行う事業者の指定（第 7 9 1 号）	1990
○障害者自立支援法による共同生活介護及び共同生活援助を行う事業者の指定（第 7 9 2 号）	1991
○障害者自立支援法による就労移行支援を行う事業者の指定（第 7 9 3 号）	1992
○障害者自立支援法による就労継続支援 A 型を行う事業者の指定（第 7 9 4 号）	1992
○障害者自立支援法による就労継続支援 B 型を行う事業者の指定（第 7 9 5 号）	1993
○障害者自立支援法による一般相談支援を行う事業者の指定（第 7 9 6 号）	1993
○障害者自立支援法による特定相談支援を行う事業者の指定（第 7 9 7 号）	1994
○児童福祉法による児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業者の指定（第 7 9 8 号）	1995
○児童福祉法による障害児入所支援を行う事業者の指定（第 7 9 9 号）	1995
○児童福祉法による障害児相談支援を行う事業者の指定（第 8 0 0 号）	1996
○熊本市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する要綱による事業者登録（第 8 0 1 号）	1996
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 8 0 2 号）	1997
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 8 0 3 号）	1997
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 8 0 4 号）	1997
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 8 0 5 号）	1998
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 8 0 6 号）	1998
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 8 0 7 号）	1998
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 8 0 8 号）	1998
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 8 0 9 号）	1999
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 8 1 0 号）	1999
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 8 1 1 号）	1999
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 8 1 2 号）	1999
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 8 1 3 号）	2000
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 8 1 4 号）	2000
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 8 1 5 号）	2000
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 8 1 6 号）	2000
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 8 1 7 号）	2001
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 8 1 8 号）	2001
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 8 1 9 号）	2001
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 8 2 0 号）	2002
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 8 2 1 号）	2002
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 8 2 2 号）	2002
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 8 2 3 号）	2002
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 8 2 4 号）	2003
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 8 2 5 号）	2003
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 8 2 6 号）	2003
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 8 2 7 号）	2004
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 8 2 8 号）	2004
○平成 2 4 年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達（第 8 2 9 号）	2004
○平成 2 4 年度介護保険料督促状の公示送達（第 8 3 0 号）	2005
○平成 2 3 年年度及び平成 2 4 年度国民健康保険料督促状の公示送達（第 8 3 1 号）	2005
○市道の区域変更（第 8 3 2 号）	2006
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 8 3 3 号）	2006
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（第 8 3 4 号）	2006

○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 8 3 5 号).....	2006
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 8 3 6 号).....	2007
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 8 3 7 号).....	2007
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 8 3 8 号).....	2007
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 8 3 9 号).....	2008
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 8 4 0 号).....	2008
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 8 4 1 号).....	2008
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 8 4 2 号).....	2009
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 8 4 3 号).....	2009
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 8 4 4 号).....	2009
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 8 4 5 号).....	2010
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 8 4 6 号).....	2010
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 8 4 7 号).....	2010
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 8 4 8 号).....	2011
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 8 4 9 号).....	2011
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 8 5 0 号).....	2011
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 8 5 1 号).....	2012
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (第 8 5 2 号).....	2012

公 告

○平成 2 4 年度熊本市保育所設置認可に係る募集要領 (第 6 6 0 号).....	2012
○開発行為に関する工事の完了 (第 6 6 1 号).....	2013
○大規模小売店舗立地法の規定による届出の概要 (第 6 6 6 号).....	2014
○開発行為に関する工事の完了 (第 6 6 9 号).....	2014
○平成 2 4 年度熊本市農用地利用集積計画の決定及び縦覧 (第 6 7 2 号).....	2014
○熊本都市計画事業熊本駅西土地地区画整理審議会委員選挙における宅地の所有者が選挙する委員の候補者等 (第 6 7 6 号).....	2015
○開発行為に関する工事の完了 (第 6 7 7 号).....	2015
○開発行為に関する工事の完了 (第 6 7 8 号).....	2015
○仮換地使用収益日開始通知の掲示 (第 6 8 2 号).....	2015
○仮換地使用収益日開始通知の送付 (第 6 8 3 号).....	2016
○開発行為に関する工事の完了 (第 6 8 4 号).....	2016
○農業振興地域整備計画の変更決定及び縦覧 (第 6 8 5 号).....	2017
○開発行為に関する工事の完了 (第 6 8 6 号).....	2017
○開発行為に関する工事の完了 (第 6 8 9 号).....	2018
○開発行為に関する工事の完了 (第 6 9 3 号).....	2018

中 央 区

○住民票の職権消除 (告示第 1 4 号).....	2018
----------------------------	------

東 区

○住民票の職権消除 (告示第 7 号).....	2019
--------------------------	------

北 区

○住民票の職権消除 (告示第 5 号).....	2019
--------------------------	------

議 会

- 政治倫理の確立のための熊本市議会議員の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 4 号）……………2019
- 熊本市議会政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程（規程第 6 号）……………2019

交 通 局

- 乗車券類販売収納事務の委託（告示第 3 号）……………2020
- 乗車券類販売収納事務の委託（告示第 4 号）……………2021

上 下 水 道 局

- 公共下水道の供用開始（告示第 7 2 号）……………2021
- 指定給水装置工事事業者の指定（告示第 7 3 号）……………2022
- 排水設備指定工事店の新規指定（告示第 7 4 号）……………2022
- 排水設備指定工事店の異動（告示第 7 5 号）……………2022
- 排水設備指定工事店の指定（告示第 7 6 号）……………2023

教 育 委 員 会

- 熊本市公民館条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 1 7 号）……………2023
- 熊本市立五福小学校プール開放規則の一部を改正する規則（規則第 1 6 号）……………2023

人 事 委 員 会

- 熊本市人事委員会傍聴規則の一部を改正する規則（規則第 2 3 号）……………2024

条 例

条 例 第 7 9 号

平成 2 4 年 9 月 3 0 日

熊本市長等の給料の特例に関する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市長等の給料の特例に関する条例

平成 2 4 年 1 0 月 1 日から同年 1 0 月 3 1 日までの期間における市長及び副市長の給料月額、熊本市長等の給与に関する条例（昭和 3 1 年条例第 2 6 号）第 2 条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に 1 0 0 分の 1 0 0（副市長にあっては、1 0 0 分の 3 0）を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成 2 4 年 1 0 月 3 1 日限り、その効力を失う。

告 示

告 示 第 7 0 4 号

平成24年9月26日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を指定したので、生活保護法第55号の2第1号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
居宅介護支援事業所 ゆうあい 熊本市北区梶尾町1700-1 医療法人社団悠愛会 理事長 田代 壽美	居宅介護支援	平成24年9月1日
ケアプランセンターはなもも 熊本市中央区帯山三丁目16-18メモリー ハイツ101 有限会社 セセラギ 代表取締役 高橋 恵子	居宅介護支援	平成24年9月1日
ヘルパーステーションはなもも 熊本市中央区帯山三丁目16-18メモリー ハイツ101 有限会社 セセラギ 代表取締役 高橋 恵子	訪問介護・介護予防訪問介護	平成24年9月1日
学研ココファン神水 熊本市中央区出水一丁目8-20 株式会社 学研ココファン 代表取締役 小早川 仁	居宅介護支援	平成24年9月1日
小規模多機能型居宅介護事業所上熊本苑 熊本市西区上熊本三丁目12-23 社会福祉法人 愛誠会 理事長 河本 妙子	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	平成24年9月4日
日赤通り谷崎MAクリニック 熊本市中央区帯山八丁目1-11 医療法人社団ヘルスアライアンス 理事長 谷崎 俊哉	訪問看護・介護予防訪問看護、居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成24年9月3日
ヘルパーステーション吉野乃丘 熊本市南区城南町坂野1793-1 医療法人社団 高山会 理事長 宗像 哲男	訪問介護・介護予防訪問介護	平成24年9月6日
居宅介護支援事業所 亀石別荘 熊本市西区池亀町18番24号 株式会社 亀石別荘 代表取締役 北村武	居宅介護支援	平成24年9月5日
ひまわり在宅クリニック 熊本市南区江越二丁目14-26 医療法人 ソレイユ 理事長 後藤 慶次	介護予防居宅療養管理指導	平成24年9月7日
ベストケア熊本 熊本市南区近見六丁目16-18 株式会社エヴァ・ライフ 代表取締役 三船 眞吾	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成24年9月11日

告 示 第 7 0 5 号

平成24年9月26日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための介護を担当する機関を指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
リハビリデイみなみ 熊本市南区川尻四丁目4-22 有限会社まごころサービス 代表取締役 右田 隆一	通所介護・介護予防通所介護	平成24年8月22日
リハセンターみどりの樹 健軍 熊本市東区健軍一丁目24番20号 株式会社リープス・ケア 代表取締役 中島 理子	通所介護・介護予防通所介護	平成24年9月3日

告 示 第 7 0 6 号

平成24年9月26日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

	介護機関名称・所在地・開設者氏名	変更年月日	変更事由
新	介護機関名称：居宅介護支援事業所 ゆうあい 所在地：熊本市北区梶尾町1700-1 開設者：医療法人社団 悠愛会 理事長 田代 壽美	平成23年2月14日	所在地変更
旧	介護機関名称：居宅介護支援事業所 ゆうあい 所在地：熊本市東区画図町下無田1139 開設者：医療法人社団 悠愛会 理事長 田代 壽美		
新	介護機関名称：通い処 愛和 所在地：熊本市北区龍田弓削一丁目14-68 開設者：特定非営利活動法人ライフサポート龍田 理事長 市原 孝行	平成24年8月13日	所在地変更
旧	介護機関名称：通い処 愛和 所在地：熊本市北区龍田八丁目20-95 開設者：特定非営利活動法人ライフサポート龍田 理事長 市原 孝行		
新	介護機関名称：在宅ステーション水前寺訪問介護事業所 所在地：熊本市中央区上水前寺一丁目6番5号 開設者：医療法人 清和会 理事長 東野 裕司	平成24年8月15日	所在地変更
旧	介護機関名称：在宅ステーション水前寺訪問介護事業所 所在地：熊本市中央区水前寺二丁目20番32号 開設者：医療法人 清和会 理事長 東野 裕司		
新	介護機関名称：南部中央病院デイケアセンターなんぶえん 所在地：熊本市南区南高江六丁目2番24号 開設者：医療法人 憲和会 理事長 坂本 憲史	平成24年8月1日	その他変更
旧	介護機関名称：南部中央病院デイケアセンターなんぶえん 所在地：熊本市南区南高江六丁目2番24号 開設者：坂本 憲史		

告 示 第 7 0 7 号

平成 2 4 年 9 月 2 6 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
居宅介護支援事業所 ゆうあい 熊本市北区梶尾町 1 7 0 0 - 1 医療法人社団 悠愛会 理事長 田代 壽美	平成 2 4 年 8 月 3 1 日

告 示 第 7 0 8 号

平成 2 4 年 9 月 2 6 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	指定年月日
(医科)		
医療法人憲和会 南部中央病院 熊本市南区南高江六丁目 2 - 2 4 医療法人憲和会 理事長 坂本 憲史	整形外科、リハビリテーション科、リウマチ科、外科、内科、胃腸科	平成 24 年 8 月 1 日
大山皮膚科医院 熊本市南区近見一丁目 4 - 1 5 医療法人社団 可愛山会 理事長 大山 勝郎	皮膚科、アレルギー科、性病科、美容外科、形成外科、内科、小児科	平成 16 年 1 月 1 日
(歯科)		
Uデンタルオフィス 熊本市東区月出三丁目 1 - 4 5 有働 拡史	歯科、小児歯科、矯正歯科、口腔外科	平成 24 年 8 月 8 日
(歯科)		
はくざん調剤薬局 熊本市中央区岡田町 1 3 - 2 2 有限会社タカヒロメディカル 代表取締役 阿部 隆文	薬局	平成 24 年 9 月 1 日
(柔道整復)		
ひのくに整骨院 熊本市東区若葉一丁目 3 1 - 8 広永ビル 1 F 施術者：清水 直登	柔道整復	平成 24 年 8 月 31 日
もっこす整骨院 熊本市中央区上通町 7 - 7 セブンビル 1 F 施術者：植原 孝知	柔道整復	平成 24 年 8 月 31 日

告 示 第 7 0 9 号

平成 2 4 年 9 月 2 6 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定により、医療扶助を担当する機関を指定したので、同法第 5 5 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	指定年月日
(医科)		
熊本市こころの健康センター 熊本市中央区大江五丁目 1 番 1 号 3 F 熊本市長 幸山 政史	神経精神科、児童精神科、内科	平成 2 4 年 8 月 2 4 日

告 示 第 7 1 0 号

平成 2 4 年 9 月 2 6 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名		変更年月日	変更事由
(医科)			
新	熊本整形外科病院 熊本市中央区九品寺一丁目 1 5 - 7 社会医療法人熊本丸田会 理事長 廣田 耕三	平成 2 4 年 7 月 1 1 日	理事長の変更
旧	熊本整形外科病院 熊本市中央区九品寺一丁目 1 5 - 7 社会医療法人熊本丸田会 理事長 丸田 秀一		
新	医療法人社団 寿量会 熊本機能病院 熊本市北区山室六丁目 8 - 1 医療法人社団寿量会 理事長 米満 弘一郎	平成 2 4 年 6 月 1 日	理事長の変更
旧	医療法人社団 寿量会 熊本機能病院 熊本市北区山室六丁目 8 - 1 医療法人社団寿量会 理事長 米満 弘之		
新	医療法人佐藤会 弓削病院 熊本市北区龍田町弓削 6 7 9 - 2 理事長 池田 英世 科目：精神科	平成 2 4 年 9 月 1 日	所在地・科目 変更
旧	医療法人佐藤会 弓削病院 熊本市北区竜田町弓削 6 7 9 - 2 理事長 池田 英世 科目：精神科・神経科		
新	浦本医院 熊本市西区春日二丁目 1 1 - 1 6 理事長 浦本 恭子	平成 2 4 年 7 月 3 1 日	理事長の変更
旧	浦本医院 熊本市西区春日二丁目 1 1 - 1 6 理事長 浦本 龍生		

新	鶴田病院 熊本市東区保田窪本町 10-112 医療法人社団 鶴友会 鶴田克明 外科・内科・消化器内科・消化器外科・内視鏡 内科・内視鏡外科・循環器科・整形外科・泌尿 器科・泌尿器科(人工透析)・呼吸器内科・放射 線科・リハビリテーション科・肛門外科・神経 内科・麻酔科・緩和ケア内科	平成 24 年 7 月 1 日	科目変更
旧	鶴田病院 熊本市東区保田窪本町 10-112 医療法人社団 鶴友会 鶴田克明 外科・内科・胃腸科・循環器科・整形外科・泌 尿器科・呼吸器科・放射線科・リハビリテーシ ョン科・肛門科・脳神経外科		
新	内科・熊本クリニック 熊本市東区沼山津 4-1-1 医療法人社団中下会 理事長 中下 尚登	平成 24 年 8 月 30 日	理事長の変更
旧	内科・熊本クリニック 熊本市東区沼山津 4-1-1 医療法人社団中下会 理事長 中下 清		
(調剤)			
新	弓削薬局 熊本市北区龍田町弓削 646-137 株式会社ファーマダイワ弓削薬局 岡山 善郎	平成 24 年 10 月 1 日	所在地変更
旧	弓削薬局 熊本市北区龍田町弓削 646-136 株式会社ファーマダイワ弓削薬局 岡山 善郎		
新	なないろ薬局長嶺店 熊本市東区長嶺南三丁目 8-100 株式会社エフティーメディカル 代表取締役 福留 伸幸	平成 22 年 10 月 1 日	代表取締役の 変更
旧	なないろ薬局長嶺店 熊本市東区長嶺南三丁目 8-100 株式会社エフティーメディカル 代表取締役 川地 伊佐男		
新	なないろ薬局島崎店 熊本市中央区島崎一丁目 32-8 株式会社エフティーメディカル 代表取締役 福留 伸幸	平成 22 年 10 月 1 日	代表取締役の 変更
旧	なないろ薬局島崎店 熊本市中央区島崎一丁目 32-8 株式会社エフティーメディカル 代表取締役 川地 伊佐男		

新	なないろ薬局田迎店 熊本市南区田迎一丁目 6－3 株式会社エフティーマディカル 代表取締役 福留 伸幸	平成 2 2 年 1 0 月 1 日	代表取締役の 変更
旧	なないろ薬局田迎店 熊本市南区田迎一丁目 6－3 株式会社エフティーマディカル 代表取締役 坂本 亨		
(柔道整復)			
新	ふくさき整骨院 熊本市北区高平二丁目 2 5－1 0 ビックザビッ クエース清水バイパス店内 施術者：福崎 宏則	平成 2 4 年 9 月 3 日	所在地変更
旧	ふくさき整骨院 熊本市中央区大江一丁目 2 4－1 6 施術者：福崎 宏則		

告 示 第 7 1 1 号

平成 24 年 9 月 26 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により次の指定医療機関から廃止・辞退の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
(医科)	
南部中央病院 熊本市南区南高江六丁目 2－24 坂本 憲史	平成 24 年 7 月 31 日
大山皮膚科医院 熊本市南区近見一丁目 4－15 医療法人社団 可愛山会 理事長 大山 勝郎	平成 15 年 12 月 31 日
(歯科)	
遠山歯科医院 熊本市東区月出三丁目 1－45 医療法人社団成蹊会 理事長 遠山 啓介	平成 24 年 7 月 31 日

告 示 第 7 1 2 号

平成 24 年 9 月 26 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 131 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき告示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

2 送達をする書類名
配当計算書

告 示 第 7 1 3 号

平成 24 年 9 月 26 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした田底校区第 1 慈恩寺自治会から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市植木町米塚 465 番地及び 723 番地から熊本市植木町米塚 1191 番地 2 までの区域とする。但し、856 番地 4 から 856 番地 72 及び 899 番地、921 番地、1027 番地を除く。」を「熊本市北区植木町米塚 465 番地及び 723 番地から熊本市北区植木町米塚 1191 番地 2 までの区域とする。但し、856 番地 4 から 856 番地 72 及び 899 番地、921 番地、1027 番地を除く。」に改める。

主たる事務所

「熊本市植木町米塚 1053 番地 1」を「熊本市北区植木町米塚 1053 番地 1」に改める。

告 示 第 7 1 5 号

平成 24 年 9 月 27 日

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日
9 月 13 日	はり札等	5	島町・日吉	9 月 14 日
	立看板等	1	京塚	
9 月 14 日	はり札等	11	四方寄町	9 月 15 日
9 月 18 日	はり札等	6	楠・麻生田・帯山	9 月 19 日
	立看板等	1	上南部	
9 月 20 日	はり札等	8	日吉・大江	9 月 21 日
	立看板等	1	日吉	
9 月 21 日	はり札等	17	平成・新大江・健軍・南町・江津・ 八王寺・出水	9 月 22 日

保管場所 熊本市花畑別館 （熊本市中央区花畑町 3－1）

告 示 第 7 1 6 号

平成24年9月27日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅 員 (m)	延 長 (m)
14 — 5	下江津所島第 1号線	東区画図町大字所島1030番3地先から 東区江津四丁目311番1地先まで	旧	2. 1 ～ 2. 1	8. 5
		東区画図町大字所島1030番3地先から 東区江津四丁目311番1地先まで	新	2. 1 ～ 9. 8	8. 5

告 示 第 7 1 7 号

平成24年9月27日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）同法第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域	供用開始の期日
		区 間	
14 — 5	下江津所島第 1号線	東区画図町大字所島1030番3地先から 東区江津四丁目311番1地先まで	平成24年9月27日

告 示 第 7 1 8 号

平成24年9月28日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした南陽台団地自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「柴田 芳春 熊本市梶尾町1107番地28」を「村上 芳一 熊本市北区梶尾町1107番地82」に改める。

告 示 第 7 2 0 号

平成24年10月1日

介護保険法第78条の5の規定による届出がされたので、同法第78条の11及び同法施行規則第

131条の14の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
4370103592	グループホーム 萌 熊本市南区会富1120	医療法人 むすびの森 熊本市南区会富1120 理事長代行 佐渡 公一	平成24年10月1日	(介護予防) 認知症対応型 通所介護

告 示 第 7 2 1 号

平成24年10月1日

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定に基づき、一般相談支援を行う事業者の指定を廃止したので、同法第51条の30第1項の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 廃止した事業所の名称及び所在地
すみれ園相談支援事業所 熊本市北区植木町米塚70
- 2 廃止した事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
社会福祉法人 県北会 熊本市北区植木町米塚70
理事長 荒木 正年
- 3 廃止した事業の種類
地域移行支援及び地域定着支援
- 4 廃止年月日
平成24年10月1日

告 示 第 7 2 2 号

平成24年10月1日

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定に基づき、居宅介護・重度訪問介護事業を行う事業者の指定を廃止したので、同法第51条の30第1項の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 廃止した事業所の名称及び所在地
インターケア訪問介護ステーション 熊本市中央区島崎一丁目32-18
- 2 廃止した事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
株式会社インターケア 熊本市中央区島崎一丁目32-18
代表取締役 小川 和雄
- 3 廃止した事業の種類
居宅介護・重度訪問介護
- 4 廃止年月日
平成24年10月1日

告 示 第 7 2 3 号

平成24年10月1日

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定に基づき、一般相談支

援を行う事業者の指定を廃止したので、同法第 5 1 条の 3 0 第 1 項の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 廃止した事業所の名称及び所在地
地域支援センターアシスト 熊本市北区龍田町弓削 6 7 9 - 2
- 2 廃止した事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
医療法人佐藤会 熊本市北区龍田町弓削 6 7 9 - 2
理事長 池田 英世
- 3 廃止した事業の種類
地域定着支援
- 4 廃止年月日
平成 2 4 年 1 0 月 1 日

告 示 第 7 2 4 号

平成 2 4 年 1 0 月 1 日

介護保険法第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4370109037	デイサービス 長嶺 熊本市東区長嶺東六丁目 1 0 番 4 3 号	有限会社ヘルパーステーション長嶺 熊本市東区長嶺東一丁目 4 番 4 0 号 代表取締役 影山 晶子	平成 24 年 10 月 1 日	通所介護
4370109037	デイサービス 長嶺 熊本市東区長嶺東六丁目 1 0 番 4 3 号	有限会社ヘルパーステーション長嶺 熊本市東区長嶺東一丁目 4 番 4 0 号 代表取締役 影山 晶子	平成 24 年 10 月 1 日	介護予防通所介護

告 示 第 7 2 5 号

平成 2 4 年 1 0 月 1 日

身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定したので、熊本市身体障害者福祉法施行細則第 4 条の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

診療科目	医師氏名	医療機関名	所在地	指定日
小児科	石津 棟暎	くまもと江津湖療育医療センター	熊本市東区画図町重富 5 7 5 番地	平成 2 4 年 4 月 1 日
耳鼻咽喉科	伊勢 桃子	熊本大学医学部附属病院	熊本市中央区本荘一丁目 1 番 1 号	平成 2 4 年 9 月 2 8 日
呼吸器科	最勝寺 哲志	えとう内科医院	熊本市北区麻生田二丁目 1 4 番 2 2 号	平成 2 4 年 9 月 2 8 日
消化器外科	坂本 快郎	熊本大学医学部附属病院	熊本市中央区本荘一丁目 1 番 1 号	平成 2 4 年 9 月 2 8 日

告 示 第 7 2 6 号

平成24年10月1日

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1項の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

指定医療機関	所 在 地	担当すべき 医療の種類	主として担当する 医師（薬剤師）氏名	指定年月日
あすは薬局	熊本市東区月出五丁目 4番5号	調剤	川口 敬	平成24年10月1日
そうごう薬局 上南部店	熊本市東区上南部二丁 目4番1号	調剤	永野 頌子	平成24年10月1日
月出薬局	熊本市東区月出二丁目 4番77号	調剤	錦戸 雄三	平成24年10月1日
丸十薬局	熊本市中央区南熊本三 丁目7番25号	調剤	松田 陽子	平成24年10月1日
シモカワ熊大前 調剤薬局	熊本市中央区九品寺一 丁目18番15号	調剤	小島 浩文	平成24年10月1日

告 示 第 7 2 7 号

平成24年10月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした南陽台団地自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市梶尾町1107番地の2から熊本市梶尾町1128番地の15まで及び熊本市梶尾町1098番地の2から9までと、熊本市梶尾町1134番地の5から15までと、熊本市梶尾町1131番地の1から7までの区域」を「熊本市北区梶尾町1107番地の2から熊本市北区梶尾町1128番地の15まで及び熊本市北区梶尾町1098番地の2から9までと、熊本市北区梶尾町1134番地の5から15までと、熊本市北区梶尾町1131番地の1から7までの区域」に改める。

事務所の所在地

「熊本市梶尾町1107番地の18」を「熊本市北区梶尾町1107番地の18」に改める。

告 示 第 7 2 8 号

平成24年10月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした十王自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「石橋 光明 熊本市植木町舞尾534番地5」を「菅野 恭治 熊本市北区植木町舞尾584番地

5」に改める。

告 示 第 7 2 9 号

平成24年10月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした清水乙区自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「堀内 健一 熊本県鹿本郡植木町大字清水3859番地」を「井村 宣裕 熊本市北区植木町清水2328番地2」に改める。

告 示 第 7 3 0 号

平成24年10月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした豊田北自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「稲田 充幸 熊本県鹿本郡植木町大字豊田760番地1」を「濱崎 純一 熊本市北区植木町豊田814番地1」に改める。

告 示 第 7 3 1 号

平成24年10月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした西里校区徳王町内自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

主たる事務所

「熊本市徳王一丁目5-10」を「熊本市北区徳王一丁目1-19」に改める。

代表者の氏名及び住所

「田尻 鉄也 熊本市徳王一丁目5-10」を「野島 國男 熊本市北区徳王一丁目1-19」に改める。

告 示 第 7 3 2 号

平成24年10月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした新村区自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり

告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「大力 敏雪 植木町大字滴水2266番地の4」を「平木 勝 熊本市北区植木町投刀塚29番地3」に改める。

告 示 第 7 3 3 号

平成24年10月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした松原自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「東 浩一 植木町大字滴水148番地」を「平田 徳幸 熊本市北区植木町滴水45番地4」に改める。

告 示 第 7 3 4 号

平成24年10月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした投刀塚自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「上村 道雄 熊本市植木町投刀塚439番地」を「吉本 京三 熊本市北区植木町投刀塚412番地2」に改める。

告 示 第 7 3 5 号

平成24年10月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした味取自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「岩永 昭生 熊本県鹿本郡植木町大字味取35番地の2」を「小田 干城 熊本市北区植木町味取34番地」に改める。

告 示 第 7 3 6 号

平成 24 年 10 月 1 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした温泉区自治会から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「金田 政利 熊本県鹿本郡植木町大字米塚 243 番地の 1 の 2」を「古川 良輔 熊本市北区植木町田底 314 番地 2」に改める。

告示第 737 号

平成 24 年 10 月 2 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日
平成 24 年 10 月 2 日
- 3 売却又は廃棄の台数
自転車 147 台

告示第 738 号

平成 24 年 10 月 2 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日
平成 24 年 10 月 2 日
- 3 売却又は廃棄の台数
自転車 12 台

告示第 739 号

平成 24 年 10 月 2 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項(登載省略)
- 2 売却又は廃棄の年月日
平成24年10月2日
- 3 売却又は廃棄の台数
自転車 97台

告 示 第 7 4 0 号

平成24年10月2日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした中島校区第5町内自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市中原町706番地から熊本市中原町2990番地までの区域と熊本市中島町1番地から熊本市中島町42-2番地までの区域及び熊本市小島上町字新田2398、2471-2、2471-6、2471-8、2471-10、2471-45番地までの区域とする。」を「熊本市西区中原町706番地から熊本市西区中原町2990番地までの区域と熊本市西区中島町1番地から熊本市西区中島町42-2番地までの区域及び熊本市西区小島上町字新田2398、2471-2、2471-6、2471-8、2471-10、2471-45番地までの区域とする。」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市中原町1118番地」を「熊本市西区中原町1118番地」に改める。

告 示 第 7 4 1 号

平成24年10月2日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした春日2町内自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市春日三丁目11番全域、春日四丁目25番全域、春日五丁目3番から5番、及び7番から13番全域の区域とする。」を「熊本市西区春日四丁目25番全域、春日五丁目3番から13番全域とする。」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市春日五丁目8番19号」を「熊本市西区春日五丁目8番19号」に改める。

代表者の氏名及び住所

「吉野 辰代 熊本市春日五丁目4番9号」を「吉野 辰代 熊本市西区春日五丁目4番9号」に改める。

告 示 第 7 4 2 号

平成24年10月2日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした中島第9町内自治会から、

同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市沖新町1124番地から1147番地、1201番地から1256番地、1304番地から1338番地、1400番地から1417番地7、3318番地から3465番地、3468番地から3476番地、3492番地から3521番地、3522番地8及び13、3525番地から3585番地、3733番地から3827番地、3880番地から3937番地までの区域とする。」を「熊本市西区沖新町1124番地から1147番地、1201番地から1256番地、1304番地から1338番地、1400番地から1417番地7、3318番地から3465番地、3468番地から3476番地、3492番地から3521番地、3522番地8及び13、3525番地から3585番地、3733番地から3827番地、3880番地から3937番地までの区域とする。」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市沖新町3400番地2」を「熊本市西区沖新町3400番地2」に改める。

代表者の氏名及び住所

「尾崎 英喜 熊本市沖新町1417番地1」を「尾崎 英喜 熊本市西区沖新町1417番地1」に改める。

告 示 第 7 4 3 号

平成24年10月2日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした松尾校区第7町内自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市松尾町平山全域」を「熊本市西区松尾町平山全域」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市松尾町平山77番地1」を「熊本市西区松尾町平山77番地1」に改める。

告 示 第 7 4 4 号

平成24年10月2日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした芳野校区第3町内自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市河内町大多尾（大多尾区、三岳区、出羽区、清内区、黒石区、横山区）、熊本市河内町東門寺（東門寺区）とする。」を「熊本市西区河内町大多尾（大多尾区、三岳区、出羽区、清内区、黒石区、横山区）、熊本市西区河内町東門寺（東門寺区）とする。」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市河内町東門寺366番地1」を「熊本市西区河内町東門寺366番地1」に改める。

代表者の氏名及び住所

「内田 芳徳 熊本市河内町東門寺366番地1」を「内田 芳徳 熊本市西区河内町東門寺

366番地1」に改める。

告 示 第 7 4 5 号

平成24年10月2日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした中島校区第4町内自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市中原町1番地から熊本市中原町3017番地」を「熊本市西区中原町1番地から熊本市中原町3017番地」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市中原町501番地」を「熊本市西区中原町501番地」に改める。

代表者の氏名及び住所

「上妻 正勝 熊本市中原町987番地1」を「上妻 正勝 熊本市西区中原町987番地1」に改める。

告 示 第 7 4 6 号

平成24年10月2日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした芳野校区第1町内自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市河内町大将陣第1区、大将陣第2区、大将陣第3区、椎亀区、富塚区、本村区、古閑区、川床区、面木区全域と野出の一部（1507、1539-10、1587-1、1588、1618、1619-4、1641、1879-8、1888-1、1934-10、1946、1993-1、2002、2021-1）とする。」を「熊本市西区河内町大将陣第1区、大将陣第2区、大将陣第3区、椎亀区、富塚区、本村区、古閑区、川床区、面木区全域と野出の一部（1507、1539-10、1587-1、1588、1618、1619-4、1641、1879-8、1888-1、1934-10、1946、1993-1、2002、2021-1）とする。」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市河内町岳517番地」を「熊本市西区河内町岳517番地」に改める。

代表者の氏名及び住所

「河野 尊義 熊本市河内町岳5番地1」を「河野 尊義 熊本市西区河内町岳5番地1」に改める。

告 示 第 7 4 7 号

平成24年10月2日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした城西校区第10町内自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市島崎五丁目2番1号から5号、76号から89号、12番1号から13号、18番46号、20番47号及び島崎六丁目1番から9番全区域、14番8号から14号、16番42号から73号、17番から22番全区域と島崎六丁目星ヶ丘までの区域とする。（但し、島崎六丁目22番47号を除く。）」を「熊本市西区島崎五丁目2番1号から5号、76号から89号、12番1号から13号、18番46号、20番47号及び島崎六丁目1番から9番全区域、14番8号から14号、16番42号から73号、17番から22番全区域と島崎六丁目星ヶ丘までの区域とする。（但し、島崎六丁目22番47号を除く。）」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市島崎六丁目3番45号」を「熊本市西区島崎六丁目3番45号」に改める。

代表者の氏名及び住所

「山崎 輝夫 熊本市島崎六丁目20番20号」を「山崎 輝夫 熊本市西区島崎六丁目20番20号」に改める。

告 示 第 7 4 8 号

平成24年10月2日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした中島第1町内自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市中島町536番地から熊本市中島町1846-1番地までとする」を「熊本市西区中島町536番地から熊本市西区中島町1846-1番地までとする」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市中島町720番地1」を「熊本市西区中島町720番地1」に改める。

代表者の氏名及び住所

「吉田 武人 熊本市中島町1484番地2」を「吉田 武人 熊本市西区中島町1484番地2」に改める。

告 示 第 7 4 9 号

平成24年10月2日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした城西校区9町内自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市島崎三丁目12番から34番（但し、12番2号から16号及び26番3号並びに27番11号及び15号は除く）、島崎四丁目7番36号から39号及び14番、横手五丁目13番21号及び25号、谷尾崎町1番地から15、5番地、5番地3、8番地、31番地3、33番地1、44番地2及び3、45番地1及び2、46番地1及び2、51番地、73番地、74番地2、76番地2、86番地、88番地、89番地、90番地、91番地、98番地、102番地までの区域とする。」を「熊本市西区島崎三丁目12番から34番（但し、12番2号から16号及び26番3号並びに27番11号及び15号は除く）、島崎四丁目7番36号から39号及び14番、横手五丁目13番21号及び25号、谷尾崎町1番地から15、5番地、5番地3、8番地、31番地3、33番地1、44番地2及び3、45番地1及び2、46番地1及び2、51番地、73番地、74番地2、76番地2、

86番地、88番地、89番地、90番地、91番地、98番地、102番地までの区域とする。」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市島崎三丁目21番32号」を「熊本市西区島崎三丁目21番32号」に改める。

代表者の氏名及び住所

「松尾 嘉人 熊本市島崎三丁目24番34号」を「松尾 嘉人 熊本市西区島崎三丁目24番34号」に改める。

告 示 第 7 5 0 号

平成24年10月2日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした花園校区第8町内自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市花園七丁目全域（但し、6番9号から31号は除く。）花園六丁目44番21号から71号及び1081番地から1142番地までの区域とする。」を「熊本市西区花園七丁目全域（但し、6番9号から31号は除く。）花園六丁目44番21号から71号及び1081番地から1142番地までの区域とする。」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市花園七丁目60番21号」を「熊本市西区花園七丁目60番21号」に改める。

代表者の氏名及び住所

「一瀬 英行 熊本市花園七丁目2203番地2」を「一瀬 英行 熊本市西区花園七丁目2203番地2」に改める。

告 示 第 7 5 1 号

平成24年10月2日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした河内校区第3町内自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市河内町清田、小森の全区とする。」を「熊本市西区河内町清田、小森の全区とする。」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市河内町河内3030番地1」を「熊本市西区河内町河内3030番地1」に改める。

代表者の氏名及び住所

「野崎 孝明 熊本市河内町河内3071番地」を「野崎 孝明 熊本市西区河内町河内3071番地」に改める。

告 示 第 7 5 2 号

平成24年10月2日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした花園第5町内自治会から、同条第

11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市花園五丁目1番（1号、2号除く）、2番から9番、10番（3号除く）、11番から53番、四丁目8番46号から51号、9番18号から22号、10番1号から5号、六丁目1番16号、37号から62号までの区域とする。」を「熊本市西区花園五丁目1番（1号、2号除く）、2番から9番、10番（3号除く）、11番から53番、四丁目8番46号から51号、9番18号から22号、10番1号から5号、六丁目1番16号、37号から62号までの区域とする。」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市花園五丁目23番67号」を「熊本市西区花園五丁目23番67号」に改める。

代表者の氏名及び住所

「梶田 正和 熊本市花園五丁目23番67号」を「梶田 正和 熊本市西区花園五丁目23番67号」に改める。

告 示 第 7 5 3 号

平成24年10月2日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした河内校区第9町内自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市河内町小川内区の全域とする。」を「熊本市西区河内町小川内区の全域とする。」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市河内町船津987番地4」を「熊本市西区河内町船津987番地4」に改める。

告 示 第 7 5 4 号

平成24年10月2日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした河内校区第八町内自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市河内町船津西区の全域」を「熊本市西区河内町船津西区の全域」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市河内町船津2006番地2」を「熊本市西区河内町船津2006番地2」に改める。

代表者の氏名及び住所

「下田 英勝 熊本市河内町船津2037番地」を「下田 英勝 熊本市西区河内町船津2037番地」に改める。

告 示 第 7 5 5 号

平成24年10月2日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした河内校区第1町内自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市河内町市塩屋地区とする」を「熊本市西区河内町市塩屋地区とする」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市河内町河内1161番地6」を「熊本市西区河内町河内1161番地6」に改める。

代表者の氏名及び住所

「釘本 秋則 熊本市河内町河内1181番地」を「釘本 秋則 熊本市西区河内町河内1181番地」に改める。

告 示 第 7 5 6 号

平成24年10月2日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした河内校区第11町内自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市河内町白浜区の全域とする」を「熊本市西区河内町白浜区の全域とする」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市河内町白浜1049番地」を「熊本市西区河内町白浜1049番地」に改める。

代表者の氏名及び住所

「横田 成人 熊本市河内町白浜878番地2」を「横田 成人 熊本市西区河内町白浜878番地2」に改める。

告 示 第 7 5 7 号

平成24年10月2日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした芳野校区第2町内自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市河内町の野出区、焼野南越区、見継区、学校区とする」を「熊本市西区河内町の野出区、焼野南越区、見継区、学校区とする」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市河内町野出997番地1」を「熊本市西区河内町野出997番地1」に改める。

代表者の氏名及び住所

「西村 一弘 熊本市河内町野出997番地1」を「西村 一弘 熊本市西区河内町野出997番地1」に改める。

告 示 第 7 5 8 号

平成24年10月2日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした河内校区第十町内自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市河内町尾跡区、並びに聖ヶ塔区の全域とする」を「熊本市西区河内町尾跡区、並びに聖ヶ塔区の全域とする」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市河内町船津1225番地」を「熊本市西区河内町船津1225番地」に改める。

代表者の氏名及び住所

「東 博幸 熊本市河内町船津1238番地」を「東 博幸 熊本市西区河内町船津1238番地」に改める。

告 示 第 7 5 9 号

平成24年10月2日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした中島第6町内自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市沖新町48番地から熊本市沖新町4914番地までとする」を「熊本市西区沖新町48番地から熊本市西区沖新町4914番地までとする」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市沖新町57番地」を「熊本市西区沖新町57番地」に改める。

代表者の氏名及び住所

「谷崎 巧 熊本市沖新町162番地2」を「谷崎 巧 熊本市西区沖新町162番地2」に改める。

告 示 第 7 6 0 号

平成24年10月2日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした御馬出地域自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市上代七丁目22番から26番及び熊本市上代七丁目29番並びに熊本市上代十丁目9番10号、16号と熊本市上代十丁目10番を区域とする。」を「熊本市西区上代七丁目22番から26番及び熊本市西区上代七丁目29番並びに熊本市西区上代十丁目9番10号、16号と熊本市西区上代十丁目10番を区域とする」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市上代七丁目23番20号」を「熊本市西区上代七丁目23番20号」に改める。

代表者の氏名及び住所

「宮本 甫生 熊本市上代七丁目26番3号」を「宮本 甫生 熊本市西区上代七丁目26番3号」に改める。

告 示 第 7 6 1 号

平成24年10月2日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした豊田北自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「鹿本郡植木町大字豊田474番地から豊田1340番地の7、及び大字伊知坊946番地の1、伊知坊951番地、伊知坊953番地、舟島712番地の3、舟島723番地の1、舟島723番地の3の区域とする。」を「本会の区域は、熊本市北区植木町豊田480番地1から豊田476番地1、豊田649番地から豊田663番地1、豊田729番地1、豊田755番地から豊田1427番地1、及び伊知坊946番地1から伊知坊953番地、舟島712番地3から舟島723番地3の区域とする。」に改める。

事務所の所在地

「熊本県鹿本郡植木町大字豊田1026番地」を「熊本県熊本市北区植木町豊田1026番地」に改める。

告 示 第 7 6 2 号

平成24年10月2日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした新村区自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「鹿本郡植木町大字滴水175番地の2から滴水2277番地の3」を「熊本市北区植木町滴水175番地の2から滴水2277番地の3」に改める。

事務所の所在地

「熊本県鹿本郡植木町大字滴水2190番地の2」を「熊本市北区植木町滴水2190番地の2」に改める。

告 示 第 7 6 3 号

平成24年10月2日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした十王自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市植木町舞尾469番地から589番地」を「熊本市北区植木町舞尾469番地から589番地」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市植木町舞尾520番地5」を「熊本市北区植木町舞尾520番地5」に改める。

告 示 第 7 6 4 号

平成24年10月2日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした松原自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本県鹿本郡植木町大字滴水32番地から173番地」を「熊本市北区植木町滴水32番地から173番地」に改める。

事務所の所在地

「熊本県鹿本郡植木町大字滴水53番地1」を「熊本県熊本市北区植木町滴水53番地1」に改める。

告 示 第 7 6 5 号

平成24年10月2日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした投刀塚自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市植木町投刀塚4番地1から496番地及び、熊本市植木町滴水73番地7から105番地」を「熊本市北区植木町投刀塚4番地1から496番地及び、熊本市北区植木町滴水73番地7から105番地」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市植木町投刀塚498番地1」を「熊本県熊本市北区植木町投刀塚498番地1」に改める。

告 示 第 7 6 6 号

平成24年10月2日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした味取自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「鹿本郡植木町大字味取1番地から442番地」を「熊本市北区植木町味取1番地から442番地」に改める。

事務所の所在地

「熊本県鹿本郡植木町大字味取80番地」を「熊本県熊本市北区植木町味取80番地」に改める。

告 示 第 7 6 7 号

平成24年10月2日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした温泉区自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「鹿本郡植木町大字米塚1番地から70番地まで」を「熊本市北区植木町米塚1番地から70番地まで」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本県鹿本郡植木町大字田底314番地の7」を「熊本県熊本市北区植木町田底314番地の7」に改める。

告 示 第 7 6 8 号

平成24年10月3日

平成24年度市県民税納税通知書の送達を受けるべき次の者の住所及び居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び熊本市税条例（昭和25年告示第89号）第13条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市財政局課税管理課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

該当年度	税 目	期別	指定納期限	住所及び氏名
平成24年度	市県民税	3期 4期	平成24年10月31日 平成25年1月31日	17人

告 示 第 7 6 9 号

平成24年10月3日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした平井自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「鹿本郡植木町大字平井32番地から平井1249番地までの区域（但し、大字亀甲1429番地、豊田349番地を含む。）」を「熊本市北区植木町平井32番地から平井1249番地までの区域（但し、植木町亀甲1429番地、豊田349番地を含む。）」に改める。

事務所の所在地

「鹿本郡植木町平井523番地」を「熊本市北区植木町平井523番地」に改める。

代表者の住所

「植木町大字平井613番地」を「熊本市北区植木町平井613番地」に改める。

告 示 第 7 7 0 号

平成24年10月3日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした伊知坊自治会から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市植木町大字伊知坊字黒立」を「熊本市北区植木町伊知坊字黒立」に、「熊本市植木町大字伊知坊字鳥越 881」を「熊本市北区植木町伊知坊字鳥越 881」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市植木町伊知坊 542 番地 7」を「熊本市北区植木町伊知坊 542 番地 7」に改める。

代表者の住所

「熊本市植木町舟島 235 番地」を「熊本市北区植木町舟島 235 番地」に改める。

告 示 第 7 7 1 号

平成 24 年 10 月 3 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした龍田校区第三町内自治会から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市龍田二丁目 28 番から 30 番まで」を「熊本市北区龍田二丁目 28 番から 30 番まで」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市龍田五丁目 5 番 36 号」を「熊本市北区龍田五丁目 5 番 36 号」に改める。

代表者の住所

「熊本市龍田五丁目 4 番 97 号」を「熊本市北区龍田五丁目 4 番 97 号」に改める。

告 示 第 7 7 2 号

平成 24 年 10 月 3 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした亀甲東区自治会から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「鹿本郡植木町大字亀甲 745 番地から亀甲 1820 番地までの区域（但し、大字豊田 181 番地を含む。）」を「熊本市北区植木町亀甲 745 番地から亀甲 1820 番地までの区域（但し、大字豊田 181 番地を含む。）」に改める。

事務所の所在地

「鹿本郡植木町亀甲 815 番地」を「熊本市北区植木町亀甲 815 番地」に改める。

代表者の住所

「鹿本郡植木町亀甲 814 番地」を「熊本市北区植木町亀甲 814 番地」に改める。

告 示 第 7 7 3 号

平成24年10月3日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした二田自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「鹿本郡植木町大字田底658番地2」を「熊本市北区植木町田底658番地2」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本県鹿本郡植木町大字正清36番地」を「熊本県熊本市北区植木町正清36番地」に改める。

代表者の住所

「熊本県鹿本郡植木町大字正清107番地3」を「熊本県熊本市北区植木町正清107番地3」に改める。

告 示 第 7 7 4 号

平成24年10月3日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした山室町内会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市山室一丁目」を「熊本市北区山室一丁目」に改める。

事務所の所在地

「熊本市山室三丁目1番18号」を「熊本市北区山室三丁目1番18号」に改める。

代表者の住所

「熊本市山室三丁目1番18号」を「熊本市北区山室三丁目1番18号」に改める。

告 示 第 7 7 5 号

平成24年10月3日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした那知区自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「鹿本郡植木町大字那知26番地」を「熊本市北区植木町那知26番地」に改める。

事務所の所在地

「熊本県鹿本郡植木町大字那知333番地」を「熊本市北区植木町那知333番地」に改める。

代表者の住所

「熊本県鹿本郡植木町大字那知275番地」を「熊本市北区植木町那知275番地」に改める。

告 示 第 7 7 6 号

平成24年10月3日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした鹿子木町自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市鹿子木町全域及び熊本市下硯川町474番地10から474番地13」を「熊本市北区鹿子木町全域及び熊本市北区下硯川町474番地10から474番地13」に、「熊本市硯川町749番地」を「熊本市北区硯川町749番地」に、「熊本市鹿子木町132番地1」を「熊本市北区鹿子木町132番地1」に改める。

事務所の所在地

「熊本市鹿子木町194番地」を「熊本市北区鹿子木町194番地」に改める。

代表者の住所

「熊本市鹿子木町75番地5」を「熊本市北区鹿子木町75番地5」に改める。

告 示 第 7 7 7 号

平成24年10月3日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした中尾自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市植木町富応881番地」を「熊本市北区植木町富応881番地」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市植木町富応930番地」を「熊本市北区植木町富応930番地」に改める。

代表者の住所

「熊本市植木町富応886番地3」を「熊本市北区植木町富応886番地3」に改める。

告 示 第 7 7 8 号

平成24年10月3日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした北迫町自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市北迫町の全域」を「熊本市北区北迫町の全域」に改める。

事務所の所在地

「熊本市北迫町535番地1」を「熊本市北区北迫町535番地1」に改める。

代表者の住所

「熊本市北迫町400番地」を「熊本市北区北迫町400番地」に改める。

告 示 第 7 7 9 号

平成24年10月3日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした弓削校区第二町内自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市龍田町弓削160番地」を「熊本市北区龍田町弓削160番地」に改める。

事務所の所在地

「熊本市龍田町弓削316番地4」を「熊本市北区龍田町弓削316番地4」に改める。

代表者の住所

「熊本市龍田町弓削300番地」を「熊本市北区龍田町弓削300番地」に改める。

告 示 第 7 8 0 号

平成24年10月3日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした北部東校区14町内自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市梶尾町1668番地」を「熊本市北区梶尾町1668番地」に改める。

事務所の所在地

「熊本市梶尾町1757番地33」を「熊本市北区梶尾町1757番地33」に改める。

告 示 第 7 8 2 号

平成24年10月4日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした清水乙区自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

名称

「清水乙区自治会」を「山本校区第5町内自治会」に改める。

目的

「地域的な共同活動を行うことにより良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。」
を

「本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 住民相互の連絡及び親睦
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 行政並びに会内外の各種団体との連絡・協議」
に改める。

事務所の所在地

「鹿本郡植木町大字清水 3 7 0 0 番地」を「熊本市北区植木町清水 3 7 0 0 番地」に改める。

告 示 第 7 8 3 号

平成 2 4 年 1 0 月 4 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例(昭和 6 0 年条例第 3 1 号) 第 1 2 条、第 1 3 条第 2 項及び第 1 6 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 1 4 条第 2 項及び第 1 6 条第 2 項並びに同条例施行規則(昭和 6 1 年規則第 7 号) 第 1 8 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 1 7 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項(登載省略)
- 2 売却又は廃棄の年月日
平成 2 4 年 1 0 月 4 日
- 3 売却又は廃棄の台数
自転車 1 7 3 台

告 示 第 7 8 4 号

平成 2 4 年 1 0 月 5 日

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成 7 年法律第 3 9 号) 第 3 条第 1 項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第 4 項の規定に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

道路の種類	路 線 名	区 間
主要地方道	熊本高森線	熊本市西区田崎一丁目 2 7 7 番 5 から 熊本市西区田崎本町 1 番 1 までの上下線

告 示 第 7 8 5 号

平成 2 4 年 1 0 月 5 日

障害者自立支援法第 5 9 条第 1 項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)として次のとおり指定したので、同法第 6 9 条の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

No.	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定期間
1	アガベ熊本薬局	熊本市東区湖東二丁目 2 - 2 8	平成 24 年 10 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日
2	はくざん調剤薬局	熊本市中央区岡田町 1 3 - 2 2	平成 24 年 10 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日
3	ふれあい薬局	熊本市南区鳶町二丁目 8 - 6	平成 24 年 10 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日
4	イルカ調剤薬局	熊本市北区武蔵ヶ丘二丁目 1 番 3 2 号	平成 24 年 10 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

告示第786号

平成24年10月5日

障害者自立支援法第59条第1項の規定による自立支援医療機関（精神通院医療）の届出事項変更があったため、同法第69条の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

No.	医療機関の名称 (変更前)	医療機関の名称 (変更後)	医療機関の所在地 (変更前)	医療機関の所在地 (変更後)
1	弓削薬局	※変更なし	熊本市北区龍田弓削646-136	熊本市北区龍田弓削646-137
2	(有)銀杏 あおいエコ薬局	(株)アガペ あおいエコ薬局	熊本市中央区本山一丁目6-9 白木ビル1F	※変更なし
3	(有)あおい薬局 きりん堂薬局	(株)アガペ きりん堂薬局	熊本市東区保田窪五丁目10-31	※変更なし

告示第787号

平成24年10月5日

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する居宅介護及び重度訪問介護を行う事業者を指定したので、同法第51条の1第1項の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

事業者の名称 主たる事務所の所在地	事業所の名称 所在地	主たる対象とする 障害の種類	指定年月日
医療法人 祐基会 熊本市中央区帯山四丁目5-18 理事長 田代 賀子	訪問介護ステーションおびやま 熊本市中央区帯山四丁目3-13	特定なし	平成24年 10月1日
医療法人 金澤会 熊本市西区島崎二丁目22-15 理事長 金澤 知徳	せいじのヘルパーステーション 熊本市西区島崎二丁目11-13	特定なし	平成24年 10月1日
医療法人 山部会 熊本市北区室園町10-17 理事長 山部 英則	竜山ヘルパーステーション 熊本市北区室園町10-17	特定なし	平成24年 10月1日
有限会社 在宅サービスかみふう せん 熊本市北区高平三丁目11-58 取締役 山中 敦子	有限会社 在宅サービスかみふう せん 熊本市北区高平三丁目11-58	特定なし	平成24年 10月1日
社会福祉法人 グリーンコープ 福岡県福岡市博多区博多駅前一 丁目5-1 理事長 行岡 良治	社会福祉法人グリーンコープふく しサービスセンター虹 熊本市南区島町二丁目13-6	特定なし	平成24年 10月1日
有限会社 アトム 熊本市西区横手三丁目1-6 取締役 太田 裕香	アトム 熊本市西区横手三丁目1-6	特定なし	平成24年 10月1日

有限会社 花もめん 熊本市西区上代一丁目2-20 代表取締役 田邊 由子	指定障害者介護サービス花もめん 熊本市西区上代一丁目2-20	特定なし	平成24年 10月1日
有限会社 在宅介護ネットゆとり 熊本市中央区京町一丁目14-8 -704 代表取締役 西 道子	有限会社在宅介護ネットゆとり 熊本市中央区京町一丁目14-8 -704	特定なし	平成24年 10月1日
株式会社 紅い華ヘルパーステーション 熊本市南区元三町二丁目9-22 代表取締役 河添 佐恵子	指定障害者在宅サービス紅い華 熊本市南区元三町二丁目9-22	特定なし	平成24年 10月1日
有限会社 ゆうしん 熊本市東区錦ヶ丘26-11 代表取締役 麻生 伸一	ゆうしん障害支援センター 熊本市東区錦ヶ丘26-11	特定なし	平成24年 10月1日
熊本タクシー株式会社 熊本市中央区船場町下一丁目31 代表取締役社長 倉岡 斌	クマタクケアセンター 熊本市中央区船場町下一丁目31	特定なし	平成24年 10月1日
熊本県高齢者障害者福祉生活協同組合 熊本市東区長嶺西三丁目2-66 理事長 小笠原 嘉祐	ふくし生協 熊本市東区長嶺西三丁目2-66	特定なし	平成24年 10月1日
社会福祉法人 健成会 熊本市南区御幸笛田六丁目6-70 理事長 富島 博	みゆき園訪問介護事業所 熊本市南区御幸笛田六丁目6-71	身体障害者 知的障害者 障害児	平成24年 10月1日
社会福祉法人 グリーンコープ 福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目5-1 理事長 行岡 良治	社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターなないろ 熊本市中央区水前寺三丁目43-31	特定なし	平成24年 10月1日
社会福祉法人 グリーンコープ 福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目5-1 理事長 行岡 良治	社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターSunあい 熊本市東区長嶺東五丁目24-13	特定なし	平成24年 10月1日
特定非営利活動法人 ホームヘルパー広域自薦登録保障協会 東京都小平市花小金井南町一丁目26-30-102 理事長 川元 恭子	サポートセンター かがやき 熊本市中央区新屋敷一丁目13-4	特定なし	平成24年 10月1日
有限会社 ヘルパーステーション長嶺 熊本市東区長嶺東一丁目4-40 代表取締役 影山 晶子	有限会社ヘルパーステーション長嶺 熊本市東区長嶺東一丁目4-40	特定なし	平成24年 10月1日
有限会社 まごころサービス 熊本市南区白藤二丁目5-1 代表取締役 右田 隆一	まんまるケアセンター 熊本市南区白藤二丁目5-1	特定なし	平成24年 10月1日

有限会社 介護サービスなごみ 熊本市南区刈草一丁目 4-7 代表取締役 後藤 文雄	有限会社介護サービスなごみ 熊本市南区刈草一丁目 4-7	特定なし	平成 24 年 10 月 1 日
医療法人 杏和会 熊本市南区城南町舞原無番地 理事長 船津 昭信	「なごみ」訪問介護事業所 熊本市南区城南町舞原無番地	特定なし	平成 24 年 10 月 1 日
社会福祉法人 慶信会 熊本市南区城南町藤山 1276-2 理事長 甲斐 孝子	城南学園居宅介護事業所 熊本市南区城南町藤山 1276-2	身体障害者 知的障害者 障害児	平成 24 年 10 月 1 日
医療法人社団 清心会 熊本市西区春日三丁目 25-1 理事長 清田 武俊	はるかぜ介護福祉ステーション 熊本市西区春日三丁目 25-1	身体障害者 障害児	平成 24 年 10 月 1 日
社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団 熊本市南区平成一丁目 16-18 理事長 宗村 収	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団 熊本市南区平成一丁目 16-18	特定なし	平成 24 年 10 月 1 日
医療法人 日限会 熊本市中央区萩原町 9-30 理事長 日限 健作	訪問介護事業所 けやき苑 熊本市中央区萩原町 9-30	特定なし	平成 24 年 10 月 1 日
特定非営利活動法人 ライフサポートすみれ 熊本市中央区渡鹿六丁目 10-79 理事 池松 洋子	NPO 法人ライフサポートすみれ 熊本市中央区渡鹿六丁目 10-79	特定なし	平成 24 年 10 月 1 日
医療法人 むすびの森 熊本市南区会富町 1120 理事長代行 佐渡 公一	訪問介護事業所 ひまわり 熊本市南区会富町 1120	特定なし	平成 24 年 10 月 1 日
株式会社 ヴィーヴル 熊本市南区田迎一丁目 7-20 代表取締役 三宅 眞理子	ヘルパーステーションヴィーヴル 熊本市南区田迎一丁目 7-20	特定なし	平成 24 年 10 月 1 日
特定非営利活動法人 IOB スポーツ推進事業団 熊本市中央区水前寺三丁目 44-34 理事長 福島 貴志	IOB 訪問介護事業所 熊本市東区若葉五丁目 10-16	特定なし	平成 24 年 10 月 1 日
特定非営利活動法人 いきいき生活ネットワーク・ハピネス 熊本市東区八反田一丁目 17-68 理事長 園田 則子	居宅介護支援事業所 ハピネス 熊本市東区長嶺南四丁目 2-6	特定なし	平成 24 年 10 月 1 日
特定非営利活動法人 自立生活センターヒューマンネットワーク熊本 熊本市中央区白山二丁目 1-17 代表 日隈 辰彦	ケアサポート ピあ 熊本市中央区白山二丁目 1-17	特定なし	平成 24 年 10 月 1 日

有限会社 ケアサポートさくら 熊本市南区御幸笛田七丁目1-10 代表取締役 宮本 敬也	移送サービス さくら 熊本市南区御幸笛田七丁目1-10	特定なし	平成24年 10月1日
有限会社 りんどう 熊本市東区桜木四丁目7-9 代表取締役 大見 成一	在宅センターりんどう 熊本市東区桜木四丁目7-9	特定なし	平成24年 10月1日

告示第788号

平成24年10月5日

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する行動援護を行う事業者を指定したので、同法第51条の1第1項の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

事業者の名称・ 主たる事務所の所在地	事業所の名称・所在地	主たる対象とする 障害の種類	指定年月日
社会福祉法人 慶信会 熊本市南区城南町藤山1276-2 理事長 甲斐 孝子	城南学園居宅介護事業所 熊本市南区城南町藤山 1276-2	知的障害者 障害児	平成24年10月1日

告示第789号

平成24年10月5日

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する短期入所を行う事業者を指定したので、同法第51条の1第1項の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

事業者の名称 主たる事務所の所在地	事業所の名称 所在地	主たる対象とする 障害の種類	指定年月日
社会福祉法人 大輪会 熊本市西区花園七丁目1090-2 理事長 松村 敏人	つばき学園短期入所事業所 熊本市西区花園七丁目1090-2	知的障害者	平成24年 10月1日
社会福祉法人 慈愛園 熊本市中央区神水一丁目14-1 理事長 柏尾 誠之	熊本ライトハウス 熊本市東区新生一丁目23-11	障害児	平成24年 10月1日
社会福祉法人 志友会 熊本県葦北郡芦北町大字芦北2813 理事長 篠原 誠	くまもと江津湖療育医療センター 熊本市東区画図町大字重富575	知的障害者 障害児	平成24年 10月1日
社会福祉法人 愛育学園 熊本市北区清水新地一丁目3-1 理事長 小澤 豪	愛育学園 熊本市北区清水新地一丁目3-1	知的障害者 障害児	平成24年 10月1日
社会福祉法人 肥後自活団 熊本市東区渡鹿八丁目16-46 理事長 塘林 恭介	大江学園 短期入所事業所 熊本市東区渡鹿八丁目16-46	知的障害者 障害児	平成24年 10月1日

告 示 第 7 9 0 号

平成24年10月5日

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する共同生活介護を行う事業者を指定したので、同法第51条の1第1項の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

事業者の名称 主たる事務所の所在地	事業所の名称 所在地	主たる対象とする 障害の種類	指定年月日
社会福祉法人 志友会 熊本県葦北郡芦北町大字芦北 2813 理事長 篠原 誠	えぶこの家 熊本市東区画図町大字重富575	知的障害者	平成24年 10月1日

告 示 第 7 9 1 号

平成24年10月5日

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する共同生活援助を行う事業者を指定したので、同法第51条の1第1項の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

事業者の名称 主たる事務所の所在地	事業所の名称 所在地	主たる対象とする 障害の種類	指定年月日
医療法人 居中全会 熊本市東区長嶺東二丁目11-95 理事長 窪田 トシエ	医療法人 居中全会 熊本市東区長嶺東二丁目11-95	精神障害者	平成24年 10月1日
社会福祉法人 わくわく 熊本市北区龍田陳内四丁目23-8 理事長 小笠原 嘉祐	ふれあいワークグループホーム事業所 熊本市北区龍田陳内四丁目23-8	特定なし	平成24年 10月1日
社会福祉法人 熊本市手をつなぐ 育成会 熊本市中央区花畑町3-1 会長 川村 隼秋	しょうぶの里グループホーム事業所 熊本市西区小島九丁目14-58	知的障害者	平成24年 10月1日
社会福祉法人 西部福祉会 熊本市西区中島町1874 理事長 古川 鈴哉	ゆたか学園グループホーム事業所 熊本市西区中島町1874	知的障害者	平成24年 10月1日
特定非営利活動法人 こころみ会 熊本市東区画図町下無田1562-1 理事長 北岡 司	こころみ会グループホーム事業所 熊本市東区画図町下無田1562-1	知的障害者	平成24年 10月1日
社会福祉法人 やまびこ福祉会 熊本市中央区新大江一丁目12-15 理事長 樺島 啓吉	やまびこ福祉会グループホーム事業 熊本市中央区新大江一丁目12-15	知的障害者 精神障害者	平成24年 10月1日
医療法人 富尾会 熊本市西区池田三丁目44-1 理事長 堀田 宣之	医療法人富尾会 桜が丘病院 熊本市西区池田三丁目44-1	知的障害者 精神障害者	平成24年 10月1日

医療法人 横田会 熊本市北区植木町鑑田1025 理事長 横田 周三	医療法人横田会グループホーム事業所 熊本市北区植木町鑑田1031-2	精神障害者	平成24年 10月1日
医療法人 森和会 熊本市南区近見一丁目3-36 理事長 森 健太	森病院 熊本市南区近見一丁目3-36	精神障害者	平成24年 10月1日
医療法人社団 ピネル会 熊本市東区佐土原一丁目8-33 理事長 小笠原 嘉佑	医療法人社団ピネル会 ピネル記念病院 熊本市東区佐土原一丁目8-33	精神障害者	平成24年 10月1日
医療法人 健生会 熊本市北区大窪二丁目6-20 理事長 水足 秀一郎	医療法人 健生会 明生病院 熊本市北区大窪二丁目6-20	精神障害者	平成24年 10月1日

告示第792号

平成24年10月5日

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する共同生活介護及び共同生活援助を行う事業者を指定したので、同法第51条の1第1項の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

事業者の名称 主たる事務所の所在地	事業所の名称 所在地	主たる対象とする障害の種類	指定年月日
特定非営利活動法人 オレンジワークの会 熊本市西区河内町船津2711-2 理事長 寺本 禮次	オレンジホーム 熊本市西区河内町船津2711-2	知的障害者	平成24年 10月1日
社会福祉法人 勝縁会 熊本市南区中無田町648 理事長 原田 順也	明和学園グループホーム・ケアホーム事業所 熊本市南区中無田町648	知的障害者	平成24年 10月1日
医療法人社団 牧野皮膚科医院 熊本市中央区水前寺一丁目17-17 理事長 牧野 良造	医療法人社団牧野皮膚科医院 熊本市中央区水前寺一丁目17-17	知的障害者	平成24年 10月1日
社会福祉法人 桜木会 熊本市東区小山四丁目9-88 理事長 門川 頼俊	託麻ワークセンターグループホーム・ケアホーム事業所 熊本市東区小山四丁目9-88	知的障害者	平成24年 10月1日
社会福祉法人 長嶺会 熊本市東区长嶺東五丁目6-123 理事長 宮川 洸平	もみの木グループホームケアホーム事業所 熊本市東区长嶺東五丁目6-123	知的障害者	平成24年 10月1日
社会福祉法人 大輪会 熊本市西区花園七丁目1090-2 理事長 松村 敏人	つばき学園グループホーム・ケアホーム事業所 熊本市西区花園七丁目1090-2	知的障害者	平成24年 10月1日

社会福祉法人 富合福祉会 熊本市南区富合町木原 1 0 1 理事長 紫垣 洋伸	グループホーム・ケアホーム 心陽 熊本市南区富合町木原 1 0 1	知的障害者 精神障害者	平成 2 4 年 1 0 月 1 日
社会福祉法人 恩賜財団済生会 東京都港区三田一丁目 4 - 2 8 熊本県支部業務担当理事 須古 博信	済生会熊本福祉センター グ ループホーム・ケアホーム事 業所 熊本市南区内田町 3 5 5 2 - 1	知的障害者	平成 2 4 年 1 0 月 1 日
社会福祉法人 慶信会 熊本市南区城南町藤山 1 2 7 6 - 2 理事長 甲斐 孝子	第二城南学園グループホーム・ ケアホーム事業所 熊本市南区城南町藤山 1 2 6 3	知的障害者	平成 2 4 年 1 0 月 1 日

告 示 第 7 9 3 号

平成 2 4 年 1 0 月 5 日

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項に規定する就労移行支援を行う事業者を指定したので、同法第 5 1 条の 1 第 1 項の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

事業者の名称 主たる事務所の所在地	事業所の名称 所在地	主たる対象とする 障害の種類	指定年月日
株式会社 PERFECT・ONE 熊本市中央区神水一丁目 2 4 - 1 - 4 F 代表取締役 後藤 ひとみ	あったかほーむ くまもと 熊本市中央区神水一丁目 2 4 - 1 - 4 F	知的障害者 精神障害者	平成 2 4 年 1 0 月 1 日

告 示 第 7 9 4 号

平成 2 4 年 1 0 月 5 日

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項に規定する就労継続支援 A 型を行う事業者を指定したので、同法第 5 1 条の 1 第 1 項の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

事業者の名称 主たる事務所の所在地	事業所の名称 所在地	主たる対象とする 障害の種類	指定年月日
社会福祉法人 やまびこ福祉会 熊本市中央区新大江一丁目 1 2 - 1 5 理事長 樺島 啓吉	ゴー・スロー 熊本市中央区帯山四丁目 2 3 - 4 5	精神障害者	平成 2 4 年 1 0 月 1 日
NPO 法人 くまもと福祉フー ドタウン 熊本市西区松尾町上松尾 5 - 1 理事長 岡田 聡二郎	アグリサポートセンター 熊本市西区松尾町上松尾 5 - 1	知的障害者 精神障害者	平成 2 4 年 1 0 月 1 日

告 示 第 7 9 5 号

平成24年10月5日

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する就労継続支援B型を行う事業者を指定したので、同法第51条の1第1項の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

事業者の名称 主たる事務所の所在地	事業所の名称 所在地	主たる対象とする障害の種類	指定年月日
特定非営利活動法人 熊本すずらん会 熊本市西区春日一丁目14-27 理事長 西島 衛治	障害者就労センター すずらん 熊本市西区春日一丁目14-27	特定なし	平成24年 10月1日
社会福祉法人 やまびこ福祉会 熊本市中央区新大江一丁目12-15 理事長 樺島 啓吉	ワークセンターやまびこ 熊本市中央区新大江一丁目12-15	特定なし	平成24年 10月1日

告 示 第 7 9 6 号

平成24年10月5日

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の19第1項に規定する一般相談支援を行う事業者を指定したので、同法第51条の30第1項の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

事業者の名称 主たる事務所の所在地	事業所の名称 所在地	地域相談 支援の種類	指定年月日
社会福祉法人 恩賜財団済生会 東京都港区三田一丁目4-28 熊本県支部業務担当理事 須古 博信	済生会熊本福祉相談支援センター 熊本市南区内田町3552-1	地域移行支援 地域定着支援	平成24年 10月1日
医療法人 佐藤会 熊本市北区龍田町弓削679-2 理事長 池田 英世	地域生活支援センターアシスト 熊本市北区龍田町弓削704-2	地域移行支援	平成24年 10月1日
財団法人 杏仁会 熊本市中央区渡鹿五丁目1-37 理事長 伊津野 良治	地域生活支援センターウィズ 熊本市中央区渡鹿五丁目1-37	地域移行支援 地域定着支援	平成24年 10月1日
社団法人 熊本県精神障害者福祉 会連合会 熊本市南区南高江七丁目8-77 会長 津田 史朗	熊本きぼう生活支援センター 熊本市南区南高江七丁目8-77	地域移行支援 地域定着支援	平成24年 10月1日
社会福祉法人 明徳会 熊本市北区明徳町707-1 理事長 樺嶋 潤一郎	地域生活支援センター チャレンジ 熊本市北区植木町植木163-1	地域移行支援 地域定着支援	平成24年 10月1日
医療法人 横田会 熊本市北区植木町鑑田1025 理事長 横田 周三	地域生活支援センターなでしこ 熊本市北区植木町投刀塚295-2	地域移行支援 地域定着支援	平成24年 10月1日

社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団 熊本市南区平成一丁目 16-18 理事長 宗村 収	熊本市社会福祉事業団 相談支援センターきらり 熊本市西区花園五丁目 9-22	地域移行支援 地域定着支援	平成 24 年 10 月 1 日
社会福祉法人 明悠会 熊本市西区河内町野出 3-1 理事長 中川 格清	ゆめの里相談支援センター 熊本市西区河内町野出 3-1	地域移行支援 地域定着支援	平成 24 年 10 月 1 日

告 示 第 7 9 7 号

平成 24 年 10 月 5 日

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 20 第 1 項に規定する特定相談支援を行う事業者を指定したので、同法第 51 条の 30 第 2 項の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

事業者の名称 主たる事務所の所在地	事業所の名称 所在地	主たる対象とする 障害の種類	指定年月日
社会福祉法人 恩賜財団済生会 東京都港区三田一丁目 4-28 熊本県支部業務担当理事 須古 博信	済生会熊本福祉相談支援センタ ー 熊本市南区内田町 3552-1	特定なし	平成 24 年 10 月 1 日
医療法人 佐藤会 熊本市北区龍田町弓削 679-2 理事長 池田 英世	地域生活支援センターアシスト 熊本市北区龍田町弓削 704- 2	特定なし	平成 24 年 10 月 1 日
財団法人 杏仁会 熊本市中央区渡鹿五丁目 1-37 理事長 伊津野 良治	地域生活支援センターウィズ 熊本市中央区渡鹿五丁目 1- 37	特定なし	平成 24 年 10 月 1 日
社団法人 熊本県精神障害者福祉 会連合会 熊本市南区南高江七丁目 8-77 会長 津田 史朗	熊本きぼう生活支援センター 熊本市南区南高江七丁目 8- 77	身体障害者 知的障害者 精神障害者	平成 24 年 10 月 1 日
社会福祉法人 明徳会 熊本市北区明徳町 707-1 理事長 樺嶋 潤一郎	地域生活支援センター チャレ ンジ 熊本市北区植木町植木 163- 1	特定なし	平成 24 年 10 月 1 日
医療法人 横田会 熊本市北区植木町鑑田 1025 理事長 横田 周三	地域生活支援センターなでしこ 熊本市北区植木町投刀塚 295 -2	特定なし	平成 24 年 10 月 1 日
社会福祉法人 熊本市社会福祉事 業団 熊本市南区平成一丁目 16-18 理事長 宗村 収	熊本市社会福祉事業団 相談支 援センターきらり 熊本市西区花園五丁目 9-22	特定なし	平成 24 年 10 月 1 日
社会福祉法人 明悠会 熊本市西区河内町野出 3-1 理事長 中川 格清	ゆめの里相談支援センター 熊本市西区河内町野出 3-1	特定なし	平成 24 年 10 月 1 日

社会福祉法人 ライン工房 熊本市東区戸島五丁目8-6 理事長 武田 幸之助	熊本市しょうがい者生活支援センター 青空 熊本市東区長嶺南四丁目1-6	特定なし	平成24年 10月1日
社会福祉法人 恩賜財団済生会 東京都港区三田一丁目4-28 熊本県支部業務担当理事 須古博信	済生会なでしこ園相談支援事業所 熊本市南区白藤三丁目2-71	障害児	平成24年 10月1日

告示第798号

平成24年10月5日

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5第3項に規定する児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

事業者の名称 主たる事務所の所在地	事業所の名称 所在地	主たる対象とする 障害の種類	指定年月日
社会福祉法人 恩賜財団済生会 東京都港区三田一丁目4-28 熊本県支部業務担当理事 須古博信	済生会なでしこ園 熊本市南区白藤三丁目2-71	知的障害児	平成24年 10月1日

告示第799号

平成24年10月5日

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項に規定する障害児入所支援を行う事業者を指定したので、同法第24条の18の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

事業者の名称 主たる事務所の所在地	事業所の名称 所在地	障害児入所 支援の種類	指定年月日
社会福祉法人 愛育学園 熊本市北区清水新地一丁目3-1 理事長 小澤 豪	愛育学園 熊本市北区清水新地一丁目3-1	福祉型障害 児入所施設	平成24年 10月1日
社会福祉法人 肥後自活団 熊本市東区渡鹿八丁目16-46 理事長 塘林 恭介	大江学園 熊本市東区渡鹿八丁目16-46	福祉型障害 児入所施設	平成24年 10月1日
社会福祉法人 慈愛園 熊本市中央区神水一丁目14-1 理事長 柏尾 誠之	熊本ライトハウス 熊本市東区新生一丁目23-11	福祉型障害 児入所施設	平成24年 10月1日
社会福祉法人 志友会 熊本県葦北郡芦北町大字芦北2813 理事長 篠原 誠	くまもと江津湖療育医療センター 熊本市東区画図町大字重富575	医療型障害 児入所施設	平成24年 10月1日

告 示 第 8 0 0 号

平成24年10月5日

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項に規定する障害児相談支援を行う事業者を指定したので、同法第24条の37第1項の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

事業者の名称・主たる事務所の所在地	事業所の名称・所在地	指定年月日
社会福祉法人 恩賜財団済生会 東京都港区三田一丁目4-28 熊本県支部業務担当理事 須古 博信	済生会熊本福祉相談支援センター 熊本市南区内田町3552-1	平成24年 10月1日
医療法人 佐藤会 熊本市北区龍田町弓削679-2 理事長 池田 英世	地域生活支援センター アシスト 熊本市北区龍田町弓削704-2	平成24年 10月1日
財団法人 杏仁会 熊本市中央区渡鹿五丁目1-37 理事長 伊津野 良治	地域生活支援センターウィズ 熊本市中央区渡鹿五丁目1-37	平成24年 10月1日
社会福祉法人 明徳会 熊本市北区明徳町707-1 理事長 樺島 潤一郎	地域生活支援センター チャレンジ 熊本市北区植木町植木163-1	平成24年 10月1日
医療法人 横田会 熊本市北区植木町鑑田1025 理事長 横田 周三	地域生活支援センターなでしこ 熊本市北区植木町投刀塚295-2	平成24年 10月1日
社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団 熊本市南区平成一丁目16-18 理事長 宗村 收	熊本市社会福祉事業団 相談支援センタ ーさらい 熊本市西区花園五丁目9-22	平成24年 10月1日
社会福祉法人 明悠会 熊本市西区河内町野出3-1 理事長 中川 格清	ゆめの里相談支援センター 熊本市西区河内町野出3-1	平成24年 10月1日
社会福祉法人 ライン工房 熊本市東区戸島五丁目8-6 理事長 武田 幸之助	熊本市しょうがい者生活支援センター青 空 熊本市東区長嶺南四丁目1-6	平成24年 10月1日
社会福祉法人 恩賜財団済生会 東京都港区三田一丁目4-28 熊本県支部業務担当理事 須古 博信	済生会なでしこ園相談支援事業所 熊本市南区白藤三丁目2-71	平成24年 10月1日

告 示 第 8 0 1 号

平成24年10月5日

熊本市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する要綱第5条の2第1項の規定に基づき、基準該当就労継続支援B型を行う事業者を登録更新したので、同要綱第11条の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

事業者の名称 主たる事務所の所在地	事業所の名称・所在地	主たる対象とする障害の種類	指定年月日
社会福祉法人 熊本市社会福祉協会 熊本市中央区本荘二丁目3-8 会長 清田 円	熊本授産場 熊本市中央区本荘二丁目3-8	特定なし	平成24年 10月1日

告 示 第 8 0 2 号

平成24年10月9日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした川上校区第5町内自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市小糸山町527番地から781番地まで及び、明徳町1160番地から1168番地10まで、並びに改寄町2275番地から2339番地までの区域とする。」を「本会の区域は、熊本市北区小糸山町527番地から781番地まで及び北区明徳町1160番地から1168番地10まで、並びに北区改寄町2275番地から2339番地までの区域とする。」に改める。

主たる事務所

「熊本市改寄町2283番地5」を「熊本市北区小糸山町777-8」に改める。

代表者の住所

「熊本市小糸山町777-8」を「熊本市北区小糸山町777-8」に改める。

告 示 第 8 0 3 号

平成24年10月9日

地方自治法第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした池上第6町内（平）自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市池上町平迫3080番から池上町西平山3079番の区域とする。」を「熊本市西区池上町平迫3080番から池上町西平山3079番の区域とする。」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市池上町2983番地3」を「熊本市西区池上町2983番地3」に改める。

代表者の氏名及び住所

「谷川 忠光 熊本市池上町2992番地1」を「谷川 忠光 熊本市西区池上町2992番地1」に改める。

告 示 第 8 0 4 号

平成24年10月9日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした西里校区第20町内自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「岡本 晃 下硯川町78番地1」を「古田 猛 熊本市北区下硯川町351番地」に改める。

告 示 第 8 0 5 号

平成24年10月9日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした東葉山自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

事務所の所在地

「熊本市四方寄町156番地6」を「熊本市北区四方寄町132番地118」に改める。

代表者の氏名及び住所

「岩永 和典 熊本市四方寄町132-97」を「中村 知満 熊本市北区四方寄町132番地118」に改める。

告 示 第 8 0 6 号

平成24年10月9日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした木留自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「国友 淳一 植木町大字木留595番地2」を「牧坂 邦夫 熊本市北区植木町木留1839番地1」に改める。

告 示 第 8 0 7 号

平成24年10月9日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした舟底自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「大久保 祐亨 熊本県鹿本郡植木町大字豊岡936番地」を「松山 哲雄 熊本市北区植木町豊岡1253番地」に改める。

告 示 第 8 0 8 号

平成24年10月9日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした辺田野自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「伊藤 寿敏 植木町大字辺田野1070番地1」を「岩本 清孝 熊本市北区植木町辺田野107番地1」に改める。

告 示 第 8 0 9 号

平成24年10月9日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした鞍掛区自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「林田 等 熊本県鹿本郡植木町大字鞍掛1066番地」を「野添 利春 熊本市北区植木町鞍掛1586番地1」に改める。

告 示 第 8 1 0 号

平成24年10月9日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした寿住宅1区自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「友田 郁夫 熊本県鹿本郡植木町大字小野1033番地13」を「森山 隆吉 熊本市北区植木町小野1056番地22」に改める。

告 示 第 8 1 1 号

平成24年10月9日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした上野自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「中川 貞盛 熊本市四方寄町1736番地8」を「久保 正章 熊本市北区四方寄町589番地2」に改める。

告 示 第 8 1 2 号

平成24年10月9日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした大塚区自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「田中 陽一 熊本県鹿本郡植木町大字正清237番地」を「猿渡 孝幸 熊本市北区植木町正清1069番地7」に改める。

告 示 第 8 1 3 号

平成24年10月9日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした太郎迫町自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「野口 賢治 熊本市太郎迫町289番地」を「坂口 晃 熊本市北区太郎迫町409番地」に改める。

告 示 第 8 1 4 号

平成24年10月9日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした上岩野自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「深迫 利邦 熊本県鹿本郡植木町大字岩野812」を「井手 洋四郎 熊本市北区植木町岩野134番地」に改める。

告 示 第 8 1 5 号

平成24年10月9日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした亀甲中自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「古閑 幹夫 熊本県鹿本郡植木町大字亀甲469番地の3」を「竹迫 俊昂 熊本市北区植木町今藤173番地」に改める。

告 示 第 8 1 6 号

平成24年10月9日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした嘉村区自治会から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「西田 善弘 植木町大字米塚 574 番地」を「中島 健治 熊本市北区植木町米塚 490 番地」に改める。

告 示 第 8 1 7 号

平成 24 年 10 月 9 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした西里校区第 3 町内自治会から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「酒井 主 熊本市貢町 932 番地 1」を「幸山 一郎 熊本市北区貢町 902 番地」に改める。

告 示 第 8 1 8 号

平成 24 年 10 月 9 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした下鈴麦区自治会から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「石原 義博 植木町大字鈴麦 432 番地 2」を「小俣 良一 熊本市北区植木町鈴麦 375 番地」に改める。

告 示 第 8 1 9 号

平成 24 年 10 月 9 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした大平地区自治会から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「平木 司 熊本県鹿本郡植木町大字平原 1253 番地」を「村上 光一 熊本市北区植木町平原 584 番地 1」に改める。

告 示 第 8 2 0 号

平成24年10月9日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした桜ヶ丘ニュータウン自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「瀧下 尚広 熊本県鹿本郡植木町大字滴水205番地の19」を「清田 貴司 熊本市北区植木町滴水203番地12」に改める。

告 示 第 8 2 1 号

平成24年10月9日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした宮原区自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「有働 宏祀 熊本県鹿本郡植木町大字宮原331-1」を「上野 泰正 熊本市北区植木町宮原305番地」に改める。

告 示 第 8 2 2 号

平成24年10月9日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした山城自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「工藤 俊夫 植木町大字田底711番地」を「龍田 盛勝 熊本市北区植木町田底894番地1」に改める。

告 示 第 8 2 3 号

平成24年10月9日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした釜尾町自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「折田 利則 熊本市釜尾町418番地3」を「榎 純一 熊本市北区釜尾町329番地1」に改める。

告 示 第 8 2 4 号

平成 2 4 年 1 0 月 9 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした亀甲西区自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「牧野 義信 熊本県鹿本郡植木町大字亀甲 3 4 9 番地」を「牧野 孝信 熊本市北区植木町亀甲 4 0 9 番地」に改める。

告 示 第 8 2 5 号

平成 2 4 年 1 0 月 9 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした川上校区第 1 1 町内自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市西梶尾町の全域とする。」を「熊本市北区西梶尾町の全域とする。」に改める。

事務所の所在地

「熊本市西梶尾町 5 1 4 － 3（西梶尾公民館内）」を「熊本市北区西梶尾町 5 1 4 － 3（西梶尾公民館内）」に改める。

代表者の住所

「熊本市西梶尾町 8 1 2 番地 5」を「熊本市北区西梶尾町 8 1 2 番地 5」に改める。

告 示 第 8 2 6 号

平成 2 4 年 1 0 月 9 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした麻生田校区第 2 町内自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「本会の区域は、熊本市清水新地五丁目 1 0 番及び 1 1 番、清水新地六丁目全域（ただし、1 番 1 号は除く。）清水新地七丁目 1 番 3 号の区域とする。」を「本会の区域は、熊本市北区清水新地五丁目 1 0 番及び 1 1 番、北区清水新地六丁目全域（ただし、1 番 1 号は除く。）、北区清水新地七丁目 1 番 3 号の区域とする。」に改める。

事務所の所在地

「熊本市清水新地六丁目 8 番 1 3 7 号」を「熊本市北区清水新地六丁目 8 番 1 3 7 号」に改める。

代表者の住所

「熊本市清水新地六丁目 8 番 9 8 号」を「熊本市北区清水新地六丁目 8 番 9 8 号」に改める。

告 示 第 8 2 7 号

平成 2 4 年 1 0 月 9 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした大鳥居町自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「本会の区域は、熊本市大鳥居町全域とする。但し、6 3 番地、6 2 7 番地 2 を除く。」を「本会の区域は、熊本市北区大鳥居町全域とする。但し、6 3 番地、6 2 7 番地 2 を除く。」に改める。

事務所の所在地

「熊本市大鳥居町 2 4 4 番地 6」を「熊本市北区大鳥居町 2 4 4 番地 6」に改める。

代表者の住所

「熊本市大鳥居町 5 8 6 番地 2」を「熊本市北区大鳥居町 5 8 6 番地 2」に改める。

告 示 第 8 2 8 号

平成 2 4 年 1 0 月 9 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした小野自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「本会の区域は、熊本市植木町小野 4 番地 2 から 1 3 0 5 番地 2 及び、熊本市植木町岩野 5 0 2 番地から 5 3 9 番地 1 までの区域とする。」を「本会の区域は、熊本市北区植木町小野 4 番地 2 から 1 3 0 5 番地 2 及び、熊本市北区植木町岩野 5 0 2 番地から 5 3 9 番地 1 までの区域とする。」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市植木町小野 1 2 2 8 番地 4」を「熊本県熊本市北区植木町小野 1 2 2 8 番地 4」に改める。

代表者の住所

「熊本市植木町小野 1 2 6 1 番地」を「熊本市北区植木町小野 1 2 6 1 番地」に改める。

告 示 第 8 2 9 号

平成 2 4 年 1 0 月 1 0 日

後期高齢者医療保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、高齢者の医療の確保に関する法律第 1 1 2 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 2 4 年度	8 月期	7 人

上記の者は、指定期限までに後期高齢者医療保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 2 4 年 1 0 月 1 9 日

告 示 第 8 3 0 号

平成24年10月10日

介護保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2、及び熊本市介護保険条例第9条の規程により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成24年度	8月期	97人
	7月期	5人

上記の者は、指定期限までに介護保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成24年10月19日

告 示 第 8 3 1 号

平成24年10月10日

国民健康保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成24年度	8月期	1090人
	7月期	35人
	6月期	2人
平成23年度	3月期	1人
	2月期	1人
	1月期	1人
	12月期	1人
	11月期	1人
	10月期	2人
	9月期	1人

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成24年10月19日

告 示 第 8 3 2 号

平成24年10月10日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅 員（m）	延 長 （m）
5 0 5 6	尾ノ上4丁目 東町2丁目 第1号線	東区尾ノ上四丁目2759番3地先から 東区東町一丁目1番1地先まで	旧	8. 1 ～ 11. 9	26. 0
		東区尾ノ上四丁目2759番3地先から 東区東町一丁目1番1地先まで	新	11. 9 ～ 13. 5	26. 0

告 示 第 8 3 3 号

平成24年10月10日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした東葉山自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市四方寄町132番地及び156番地に所属する区域とする。」を「本会の区域は、熊本市北区四方寄町132番地及び156番地に所属する区域とする。」に改める。

告 示 第 8 3 4 号

平成24年10月10日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした木留自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「鹿本郡植木町大字木留18番地1から1848番地2の区域とする。」を「熊本市北区植木町木留18番地1から1848番地2の区域とする。」に改める。

事務所の所在地

「熊本県鹿本郡植木町大字木留1815番地」を「熊本市北区植木町木留1815番地」に改める。

告 示 第 8 3 5 号

平成24年10月10日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした舟底自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「鹿本郡植木町大字豊岡407番地から1352番地までの区域とする。」を「本会の区域は、熊本市北区植木町豊岡407番地から1352番地までと熊本市北区植木町轟2513番地1の区域とする。」に改める。

主たる事務所の所在地

「鹿本郡植木町大字豊岡1063番地の1」を「熊本市北区植木町豊岡959番地1」に改める。

告 示 第 8 3 6 号

平成24年10月10日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした辺田野自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「鹿本郡植木町大字辺田野37番地から1198番地まで、木留761番地1、730番地2の区域とする。」を「熊本市北区植木町辺田野37番地から1198番地まで、木留761番地1、730番地2の区域とする。」に改める。

事務所の所在地

「熊本県鹿本郡植木町大字辺田野1114番地」を「熊本市北区植木町辺田野1114番地」に改める。

告 示 第 8 3 7 号

平成24年10月10日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした鞍掛区自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「鹿本郡植木町大字鞍掛775番地から鞍掛1596番地の2までの区域とする。」を「熊本県熊本市北区植木町鞍掛775番地から鞍掛1596番地の2までの区域とする。」に改める。

事務所の所在地

「熊本県鹿本郡植木町大字鞍掛1291番地の3」を「熊本市北区植木町鞍掛1291番地の3」に改める。

告 示 第 8 3 8 号

平成24年10月10日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした寿住宅1区自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「鹿本郡植木町大字小野991番地1から1056番地48まで、岩野462番地2から522番地10の区域とする。」を「熊本市北区植木町小野991番地1から1056番地48まで、岩野462番地2から522番地10の区域とする。」に改める。

事務所の所在地

「熊本県鹿本郡植木町大字小野1058番地5」を「熊本市北区植木町小野1058番地5」に改める。

告 示 第 8 3 9 号

平成24年10月10日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした上野自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市四方寄町589番地及び熊本市四方寄町1455番地から熊本市四方寄町1910番地までとする。」を「本会の区域は、熊本市北区四方寄町589番地及び熊本市北区四方寄町1455番地から熊本市北区四方寄町1910番地までの区域とする。」に改める。

事務所の所在地

「熊本市四方寄町1595番地」を「熊本市北区四方寄町1595番地」に改める。

告 示 第 8 4 0 号

平成24年10月10日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした大塚区自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「鹿本郡植木町大字正清174番地から1285番地までの区域とする。」を「熊本市北区植木町正清174番地から1285番地までの区域とする。」に改める。

事務所の所在地

「熊本県鹿本郡植木町大字正清179番地」を「熊本市北区植木町正清179番地」に改める。

告 示 第 8 4 1 号

平成24年10月10日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした太郎迫

町自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市太郎迫町1番地から952番地（378番地、585番地1、585番地2、695番地、696番地、714番地1、908番地5は除く。）、立福寺町1番地から353番地、599番地、695番地2」を「本会の区域は、熊本市北区太郎迫町1番地から952番地（378番地、585番地1、585番地2、695番地、696番地、714番地1、908番地5は除く。）、立福寺町1番地から353番地、599番地、695番地2の区域とする。」に改める。

事務所の所在地

「熊本市太郎迫町352番地7」を「熊本市北区太郎迫町352番地7」に改める。

告 示 第 8 4 2 号

平成24年10月10日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした上岩野自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「鹿本郡植木町大字岩野15番地から1658番地までの区域とする。」を「本会の区域は、熊本市北区植木町岩野15番地から1658番地までの区域とする。」に改める。

事務所の所在地

「鹿本郡植木町大字岩野1593番地」を「熊本市北区植木町岩野1593番地」に改める。

告 示 第 8 4 3 号

平成24年10月10日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした亀甲中自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「鹿本郡植木町大字亀甲261番地の4から亀甲2046番地の3及び豊田5番地の2、豊田203番地、今藤173番地の区域とする。」を「熊本市北区植木町亀甲261番地の4から亀甲2046番地の3及び豊田5番地の2、豊田203番地、今藤173番地の区域とする。」に改める。

事務所の所在地

「熊本県鹿本郡植木町大字亀甲566番地」を「熊本県熊本市北区植木町亀甲566番地」に改める。

告 示 第 8 4 4 号

平成24年10月10日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした嘉村区自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「鹿本郡植木町大字米塚224番地から米塚1011番地までの区域とする。」を「熊本市北区植木町米塚224番地から米塚1011番地までの区域とする。」に改める。

事務所の所在地

「熊本県鹿本郡植木町大字米塚486番地の1」を「熊本県熊本市北区植木町米塚486番地の1」に改める。

告 示 第 8 4 5 号

平成24年10月10日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした西里校区第3町内自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市貢町366番地から熊本市貢町1903番地までの区域とする。」を「本会の区域は、熊本市北区貢町366番地から熊本市北区貢町1903番地までの区域とする。」に改める。

事務所の所在地

「熊本市貢町898番地3」を「熊本市北区貢町898番地3」に改める。

告 示 第 8 4 6 号

平成24年10月10日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした下鈴麦自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「鹿本郡植木町大字鈴麦109番地から鈴麦523番地の2までの区域とする。」を「熊本市北区植木町鈴麦109番地から鈴麦523番地の2までの区域とする。」に改める。

事務所の所在地

「熊本県鹿本郡植木町大字鈴麦430番地1」を「熊本県熊本市北区植木町鈴麦430番地1」に改める。

告 示 第 8 4 7 号

平成24年10月10日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした大平地区自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり

り告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「鹿本郡植木町大字平原 5 3 2 番地から平原 1 2 9 9 番地の区域とする。」を「熊本市北区植木町平原 5 3 2 番地から平原 1 2 9 9 番地の区域とする。」に改める。

事務所の所在地

「熊本県鹿本郡植木町大字平原 1 2 6 4 番地」を「熊本県熊本市北区植木町平原 1 2 6 4 番地」に改める。

告 示 第 8 4 8 号

平成 2 4 年 1 0 月 1 0 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした桜ヶ丘ニュータウン自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「鹿本郡植木町大字滴水 2 0 3 番地の 3 から滴水 2 0 3 番地の 1 9、滴水 2 0 5 番地の 2 から滴水 2 0 5 番地の 7 5、滴水 2 4 6 番地の 7 から滴水 2 4 6 番地の 3 0、滴水 2 5 1 番地、滴水 2 0 8 2 番地の 2 から滴水 2 0 8 2 番地の 9 までの区域とする。」を「本会の区域は、熊本市北区植木町滴水 2 0 3 番地 3 号から 1 4 号、2 0 5 番地 2 号から 3 6 号、2 0 7 番地 2 号、2 4 6 番地 1 2 号から 2 3 号及び 2 0 8 2 番地 5 号から 7 号までの区域とする。」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本県鹿本郡植木町大字滴水 2 0 5 番地の 1 9」を「熊本市北区植木町滴水 2 0 3 番地 1 2」に改める。

告 示 第 8 4 9 号

平成 2 4 年 1 0 月 1 0 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした宮原区自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「鹿本郡植木町大字宮原 2 番地から宮原 9 0 5 番地まで、大字正清 1 0 4 8 番地 3 から正清 1 0 5 9 番地まで、正清 1 5 4 2 番地の区域とする。」を「熊本市北区植木町宮原 2 番地から宮原 9 0 5 番地まで、正清 1 0 4 8 番地 3 から正清 1 0 5 9 番地まで、正清 1 5 4 2 番地の区域とする。」に改める。

事務所の所在地

「熊本県鹿本郡植木町大字宮原 6 5 番地」を「熊本県熊本市北区植木町宮原 6 5 番地」に改める。

告 示 第 8 5 0 号

平成 2 4 年 1 0 月 1 0 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした山城自治会から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「鹿本郡植木町大字田底 456 番地から田底 1623 番地及び正清 545 番地の 1 の区域とする。」を「熊本市北区植木町田底 456 番地から田底 1623 番地及び正清 545 番地の 1 の区域とする。」に改める。

事務所の所在地

「熊本県鹿本郡植木町大字田底 888 番地」を「熊本県熊本市北区植木町田底 888 番地」に改める。

告 示 第 8 5 1 号

平成 24 年 10 月 10 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした釜尾町自治会から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「熊本市釜尾町全域とする。」を「本会の区域は、熊本市北区釜尾町全域とする。」に改める。

事務所の所在地

「熊本市釜尾町 62 番地 1」を「熊本市北区釜尾町 62 番地 1」に改める。

告 示 第 8 5 2 号

平成 24 年 10 月 10 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした亀甲西区自治会から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「鹿本郡植木町大字亀甲 172 番地から 2210 番地までの区域とする。（但し、大字大井 13 番地、14 番地 2、15 番地 2、27 番地を含む。）」を「熊本市北区植木町亀甲 172 番地から 2210 番地までの区域とする。（但し、大井 13 番地、14 番地 2、15 番地 2、27 番地を含む。）」に改める。

事務所の所在地

「鹿本郡植木町大字亀甲 218 番地 1」を「熊本市北区植木町亀甲 218 番地 1」に改める。

公 告

公 告 第 6 6 0 号

平成 24 年 9 月 26 日

「第三次熊本市保育所整備計画」に基づく平成 24 年度分の保育所設置認可協議に係る募集地域、設置認可保育所数及び募集要領について定めたので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

(募集地域及び設置認可保育所数)

- 1 保育所設置認可予定地は以下の小学校区とし、保育所の定員は 90 人以上 120 人まで、設置認可保育所数は合計 3 ヶ所までとする。

川上、高平台、龍田、弓削、武蔵、楠、楡木、麻生田、城北、清水、帯山、西原、託麻西、託麻南、長嶺、山ノ内、月出、尾上、田迎、田迎南、出水南、出水、砂取、健軍、健軍東、若葉、泉ヶ丘及び画図校区

(応募資格)

- 2 平成 24 年度分の保育所設置認可協議に応募できる者は、現在認可保育所運営を行っている、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 既設社会福祉法人、新設社会福祉法人、学校法人、一般財団法人、特例財団法人、一般社団法人、特例財団法人、その他法人、個人
(2) 市町村税の滞納がないもの

(協議書配布期間及び提出期限)

- 3 平成 24 年度分の保育所設置認可協議に応募する者は、協議に要する関係書類に必要事項を記入し、以下の期間に熊本市健康福祉子ども局保育幼稚園課に提出しなければならない。

- (1) 協議書提出期限

平成 24 年 9 月 26 日(水)から平成 24 年 10 月 26 日(金)まで(土曜、日曜、祝祭日は除く)

- (2) 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで

なお、協議書の配布は、平成 24 年 9 月 26 日(水) 午前 9 時から平成 24 年 10 月 26 日(金) 午後 5 時まで(土曜、日曜、祝祭日は除く)とする。

- (3) 協議書配布並びに協議書受付場所

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 熊本市役所健康福祉子ども局保育幼稚園課

TEL 096-328-2568

FAX 096-352-2338

(認可の決定並びに通知)

- 4 「第三次熊本市保育所整備計画」、「熊本市児童福祉施設施設整備審査基準」及び法令等に合致したものについて、熊本市社会福祉施設整備審査会で決定し、保育所設置認可協議に応募した者に対して審査の結果を通知する。

公 告 第 6 6 1 号

平成 24 年 9 月 26 日

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西区上代七丁目 2449 番、2453 番及び里道、水路の一部
2505.58 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市西区島崎二丁目 11 番 10 号
前田興産有限会社
代表取締役 前田 将光

公 告 第 6 6 6 号

平成24年9月28日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成25年1月28日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストアモリ 城南店
熊本市南区城南町阿高字穴町305番1ほか
- 2 変更した事項
大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
(仮称) ドラッグストアモリ 城南店	ドラッグストアモリ 城南店

- 3 届出年月日
平成24年9月21日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
熊本市農水商工局商工振興課、熊本市南区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
 - (2) 縦覧期間
平成24年9月28日から平成25年1月28日まで

公 告 第 6 6 9 号

平成24年9月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西區城山半田三丁目1252番2
351.32平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市西區野中二丁目3番1号
津川 博行

公 告 第 6 7 2 号

平成24年9月28日

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、平成24年度熊本市農用地利用集積計画第6号を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 縦覧場所
熊本市農水商工局農業政策課担い手推進室

公告第676号

平成24年10月1日

平成24年10月14日に実施予定の熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理審議会委員選挙における宅地所有者及び借地権者が選挙する委員の選挙については、届出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定に基づき投票を行わないものとする。

熊本市長 幸 山 政 史

公告第677号

平成24年10月1日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区御幸笛田二丁目85番1の一部、85番4の一部、92番1、93番1及び水路
1,025.91平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
上益城郡山都町千滝222番地の1
株式会社 尾上建設
代表取締役 尾上 一哉

公告第678号

平成24年10月1日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区城南町碓字前田53番1
1,822.16平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区城南町藤山3297番地8
大海建設株式会社
代表取締役 松田 多聞

公告第682号

平成24年10月3日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第2項の規定による仮換地の使用収益開始日の通知は、送付すべき場所を確認することができないので同法第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容が熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業地区内の熊本県熊本市春日五丁目3番5号地先所在の掲示板に掲示されている旨を、同法第133条第2項において準用する同法第77条第5項後段の規定により公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

書類の送付を受けるべき者		土地の表示
氏 名	最後の住所	
株式会社 東宏実業	熊本市中央区黒髪一丁目 1 2 番 7 号	熊本県熊本市春日三丁目 9 2 7 番 3、9 2 7 番 5、 9 2 7 番 1 2

公 告 第 6 8 3 号

平成 2 4 年 1 0 月 3 日

土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 9 9 条第 2 項の規定による仮換地の使用収益開始日の通知は、送付すべき場所を確知することができないので同法第 1 3 3 条第 1 項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

書類の送付を受けるべき者		通知の内容
氏 名	最後の住所	
株式会社東宏実業	熊本市中央区黒髪一丁目 1 2 番 7 号	従前の宅地 土地の表示：熊本市春日三丁目 9 2 7 番 3 地 目：宅地 登記簿地積：1 6 5. 2 8 m ² 基準地積：1 6 5. 2 8 m ² 土地の表示：熊本市春日三丁目 9 2 7 番 5 地 目：宅地 登記簿地積：1 0. 3 4 m ² 基準地積：1 0. 3 4 m ² 土地の表示：熊本市春日三丁目 9 2 7 番 1 2 地 目：宅地 登記簿地積：3 3. 0 5 m ² 基準地積：3 3. 0 5 m ² 仮 換 地 街区番号：3 6 画地番号：6 - 2 地 積：1 9 2 m ² 仮換地の指定の効力発生の日 ：平成 2 4 年 8 月 1 日 仮換地について使用又は収益を開始することができる日：平成 2 4 年 1 0 月 1 日

公 告 第 6 8 4 号

平成 2 4 年 1 0 月 3 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市中央区出水五丁目304番2、305番2、305番3、305番5、308番1、308番3、308番4、309番1、309番3、310番1、310番4、310番5、310番6、311番2、312番12、312番13、313番1、314番、316番1、317番1、317番5、317番6、322番1、322番6及び水路

3,776.26平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区長嶺南八丁目11番40号

三智開発 株式会社

代表取締役 原 美保

公 告 第 6 8 5 号

平成24年10月3日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づく熊本農業振興地域整備計画の一部を次のとおり変更したので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画を次の場所において縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 変更内容

番号	変更した土地の所在	面積（a）	変更理由
1	熊本市南区護藤町鴈喙259番、260番	6.83	農地を農業用施設用地（たい肥舎）に用途区分変更

2 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課

熊本市中央区総務企画課

熊本市東区農業振興課

熊本市西区農業振興課

熊本市南区農業振興課

熊本市北区農業振興課

公 告 第 6 8 6 号

平成24年10月4日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区植木町内字下田173番1、173番4

942.88平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本県玉名市大倉720番地4

有限会社 モータースポーツハシモト

代表取締役 橋本 和信

公 告 第 6 8 9 号

平成24年10月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区護藤町字長田1703番8、1703番9
330.94平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本県玉名市松木16番地4
木村 理佐
木村 修

公 告 第 6 9 3 号

平成24年10月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区戸島西四丁目3197番9、3198番、3200番1、3201番1、3201番2、3202番2、3203番4及び里道
2472.75平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
福岡県久留米市東町4番地8
株式会社 アルファートラスト
代表取締役 家中 将司
熊本市東区保田窪本町4番32号
有限会社 クリエイト
代表取締役 原本 栄興

中 央 区

中央区告示第14号

平成24年10月2日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成24年9月24日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 浏 啓 子

以下、登載省略

東 区

東 区 告 示 第 7 号

平成 24 年 9 月 28 日

住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 8 条、住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号)第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 24 年 9 月 24 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市東区長 西 島 徹 郎

以下、登載省略

北 区

北 区 告 示 第 5 号

平成 24 年 10 月 4 日

住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 8 条、住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号)第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 24 年 9 月 24 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市北区長 石 原 純 生

以下、登載省略

議 会

議 会 規 則 第 4 号

平成 24 年 9 月 26 日

政治倫理の確立のための熊本市議会議員の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市議会議長 津 田 征 士 郎

政治倫理の確立のための熊本市議会議員の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための熊本市議会議員の資産等の公開に関する条例施行規則(平成 24 年議会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「熊本市の休日定める条例」を「熊本市の休日及び期限の特例を定める条例」に改める。

第 9 条第 2 項中「指定する」を「別に定める」に、「執務時間中」を「議長が別に定める時間中」に改める。

附 則

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

議 会 規 程 第 6 号

平成 24 年 9 月 26 日

熊本市議会政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市議会議長 津 田 征 士 郎

熊本市議会政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程

熊本市議会政務調査費の交付に関する条例施行規程（平成 20 年議会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 条を加える。

（収支報告書等の閲覧）

第 6 条 条例第 9 条第 2 項の規定による収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等の提出期限の日の翌日から起算して 120 日を経過する日の翌日からすることができる。

2 条例第 9 条第 2 項の規定による収支報告書等の閲覧は、議長が別に定める場所で、議長が別に定める時間中にしなければならない。

3 収支報告書等は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

4 収支報告書等は、丁寧に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 前 3 項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

6 前各項に定めるもののほか、条例第 9 条第 2 項の規定による収支報告書等の閲覧に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

交 通 局**交通局告示第 3 号**

平成 24 年 10 月 1 日

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 4 の規定に基づき、乗車券類の販売に係る収入金の収納事務を次のとおり委託したので告示する。

熊本市交通事業管理者 松 永 浩 一

1 受託者

(1) 菊池郡菊陽町大字辛川 2655 番地

財団法人熊本県交通安全協会

会長 與縄 義昭

(2) 熊本市西区春日三丁目 15-1 熊本駅ビル 2F

協同組合 くまもと名産会

理事長 杉 武男

(3) 熊本市中央区辛島町 8-23 桜ビル辛島町 3F

一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会

代表理事 小堀 富夫

(4) 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市役所職員組合

執行委員長 峯 潔

2 委託期間

平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

3 委託する歳入の種類

乗車券類の売上金

交通局告示第 4 号

平成 24 年 10 月 1 日

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 4 の規定に基づき、乗車券類の販売に係る収入金の収納事務を次のとおり委託したので告示する。

熊本市交通事業管理者 松 永 浩 一

- 1 受託者
熊本市西区春日一丁目 14-1
くまもと森都心プラザ 観光・郷土情報センター
代表者 福永 寛
- 2 委託期間
平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで
- 3 委託する歳入の種類
乗車券類の売上金

上下水道局

上下水道局告示第 72 号

平成 24 年 10 月 1 日

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成 24 年 10 月 1 日から 2 週間、熊本市上下水道局管路維持課において一般の縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成 24 年 10 月 1 日
- 2 下水を排除及び処理する区域
 - (1) 東部処理区
東区平山町、東区戸島五丁目、東区江津二丁目及び東区戸島西二丁目の各一部
 - (2) 南部処理区
南区刈草三丁目の一部
 - (3) 西部処理区
西区沖新町、西区松尾町上松尾、南区八分字町及び南区砂原町の各一部
 - (4) 熊本北部流域下水道関連処理区
北区大窪四丁目及び北区鹿子木町の各一部
 - (5) 植木処理区
北区植木町岩野及び北区植木町滴水の各一部
 - (6) 城南処理区
南区城南町下宮地、南区城南町六田及び南区城南町隈庄の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
前項に示す区域内
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称
 - (1) 東部処理区
東区秋津町秋田 536 番
東部浄化センター
 - (2) 南部処理区

南区元三町四丁目 1 番 1 号
南部浄化センター

(3) 西部処理区

西区沖新町 4 9 4 4 番 3 号
西部浄化センター

(4) 熊本北部流域下水道関連処理区

北区鶴羽田町 1 2 番 1 号
熊本北部浄化センター

(5) 植木処理区

北区鶴羽田町 1 2 番 1 号
熊本北部浄化センター

(6) 城南処理区

南区城南町島田 4 3 8 番地
城南町浄化センター

上下水道局告示第 7 3 号

平成 2 4 年 1 0 月 3 日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 0 年水道局規程第 5 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第 7 3 9 号	熊本市東区戸島西五丁目 5 番 5 7 号 山王株式会社 代表取締役 深水 弘一	平成 2 4 年 9 月 2 7 日

上下水道局告示第 7 4 号

平成 2 4 年 1 0 月 3 日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程（平成 2 1 年上下水道局規程第 3 6 号）第 2 2 条第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第 6 8 8 号	熊本県宇城市豊野町糸石 2 2 9 8 番地 有限会社伊藤建材店 代表取締役 伊藤 家次	平成 2 4 年 9 月 2 7 日

上下水道局告示第 7 5 号

平成 2 4 年 1 0 月 3 日

熊本市排水設備指定工事店より異動届が提出されたので、熊本市下水道条例施行規程（平成 2 1 年上下水道局規程第 3 6 号）第 2 2 条第 4 号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由
第 2 2 9 号	熊本県熊本市東区御領六丁目 4 番 5 2 号 協成設備工業株式会社 代表取締役 高村 洋行	平成 2 4 年 9 月 2 7 日
		営業所移転

上下水道局告示第 7 6 号

平成 2 4 年 1 0 月 4 日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程（平成 2 1 年上下水道局規程第 3 6 号）第 2 2 条第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第 6 8 9 号	熊本県上益城郡御船町大字豊秋 7 6 5 番地 有限会社ツルカメ企画事務所 代表取締役 永山 仁	平成 2 4 年 1 0 月 1 日

教育委員会**教委規則第 1 7 号**

平成 2 4 年 9 月 2 8 日

熊本市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市教育委員会委員長 大 迫 靖 雄

熊本市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市公民館条例施行規則（昭和 2 6 年規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の表熊本市植木公民館菱形分館の項を削る。

附 則

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

教委規則第 1 8 号

平成 2 4 年 9 月 2 8 日

熊本市立五福小学校プール開放規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市教育委員会委員長 大 迫 靖 雄

熊本市立五福小学校プール開放規則の一部を改正する規則

熊本市立五福小学校プール開放規則（平成 5 年教委規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

第 3 条 プールを利用できる日は、6 月 1 日から 9 月 3 0 日までとする。ただし、月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除くものとする。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

区分	利用時間
火曜日から金曜日まで	午後 6 時から午後 9 時まで
土曜日、日曜日及び休日	午前 1 0 時から午後 9 時まで

附 則

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

人事委員会

人 委 規 則 第 2 3 号

平成 2 4 年 9 月 2 8 日

熊本市人事委員会傍聴規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会委員長 森 山 義 文

熊本市人事委員会傍聴規則の一部を改正する規則

熊本市人事委員会傍聴規則（平成 6 年人委規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公開口頭審理傍聴規則

第 2 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

第 3 条に次の 1 項を加える。

2 前項に規定する傍聴人の人数の制限の方法については、人事委員会が別に定める。

第 5 条第 5 号を次のように改める。

(5) 撮影、録音等をしないこと。ただし、あらかじめ、人事委員会が特別に許可した場合を除く。

様式第 2 号を次のように改める。

様式第 2 号

(表面)

No.

公開口頭審理傍聴券

事案名

第 回 審理

期 日 年 月 日

場 所

※この傍聴券は、当日限り有効です。

熊本市人事委員会

(裏面)

傍聴人の守るべき事項

- (1) 審理における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 静粛を旨とし、放歌、談笑、私語その他の騒がしい行為をしないこと。
- (3) みだりに自席を離れ、又は所定の傍聴席以外の場所に立ち入らないこと。
- (4) 喫煙又は飲食をしないこと。
- (5) 撮影、録音等をしないこと。ただし、あらかじめ、人事委員会が特別に許可した場合を除く。
- (6) 審理長の指示に反する行為をしないこと。
- (7) その他審理場の秩序を乱し、又は審理の妨害となるような行為をしないこと。

※ この券は再入場の時にも必要ですので、なくさないでください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。